

法 令 編

○関東運輸局ホームページ
(整備管理者向け整備に関する行政情報) へのリンク



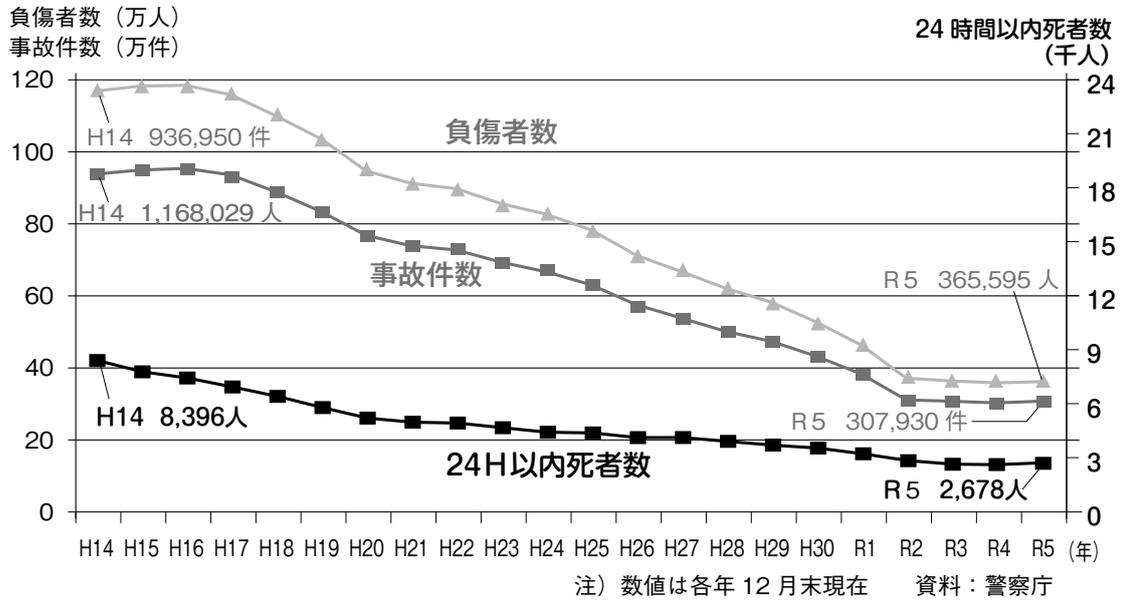
https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/hoan/date/gyousei_jyohou/seibi_index.html

I. 路上車両故障等の発生状況とその防止対策

1. 車両故障の発生状況

(1) 交通事故による負傷者数、24時間以内死者数等の推移

令和5年の交通事故による24時間以内の死者数は、3,000人を下回り、2,678人となっています。令和5年は、事故件数、死者数、負傷者数いずれも前年に比べ増加しています。



[図-1-1] 交通事故による死者、負傷者数等の推移

(2) 事故報告に基づく事故データについて

自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づき、報告された事業用自動車の車両故障に起因する事故2,475件（令和4年）を整理しました。

車両故障に起因する事故報告件数 (平成22年から令和4年・業態別)

年	バス	ハイタク	トラック	合計
H22	2,224	21	184	2,429
H23	2,052	14	213	2,279
H24	2,110	14	192	2,316
H25	2,201	13	241	2,455
H26	2,212	11	252	2,475
H27	2,154	11	230	2,395
H28	2,352	14	266	2,632
H29	2,168	16	311	2,495
H30	2,257	20	333	2,610
R1	2,142	18	390	2,550
R2	1,802	16	332	2,150
R3	1,801	16	363	2,180
R4	2,021	20	434	2,475
合計	27,496	204	3,741	31,441

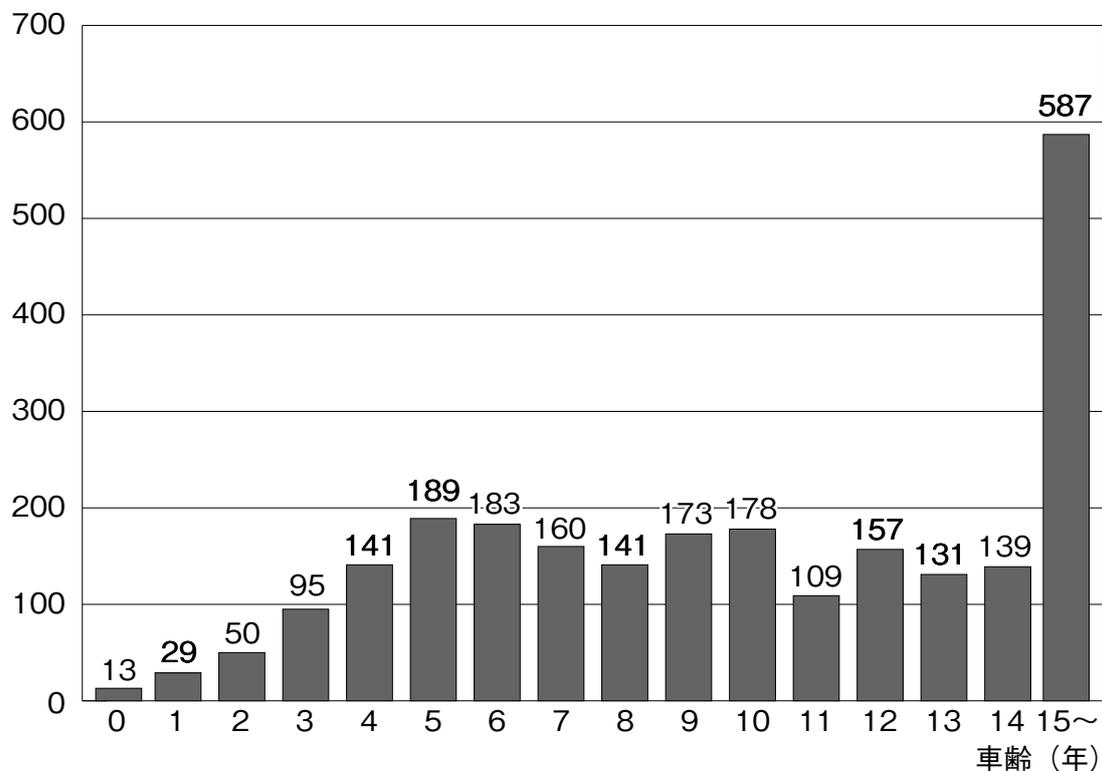
資料: 「自動車運送事業用自動車事故統計年報 (自動車交通の輸送の安全にかかわる情報) (令和4年)」
(令和6年3月国土交通省物流・自動車局)

[表-1] 車両故障に起因する事故報告件数 (平成22年~令和4年)

1) 車齢別の発生状況

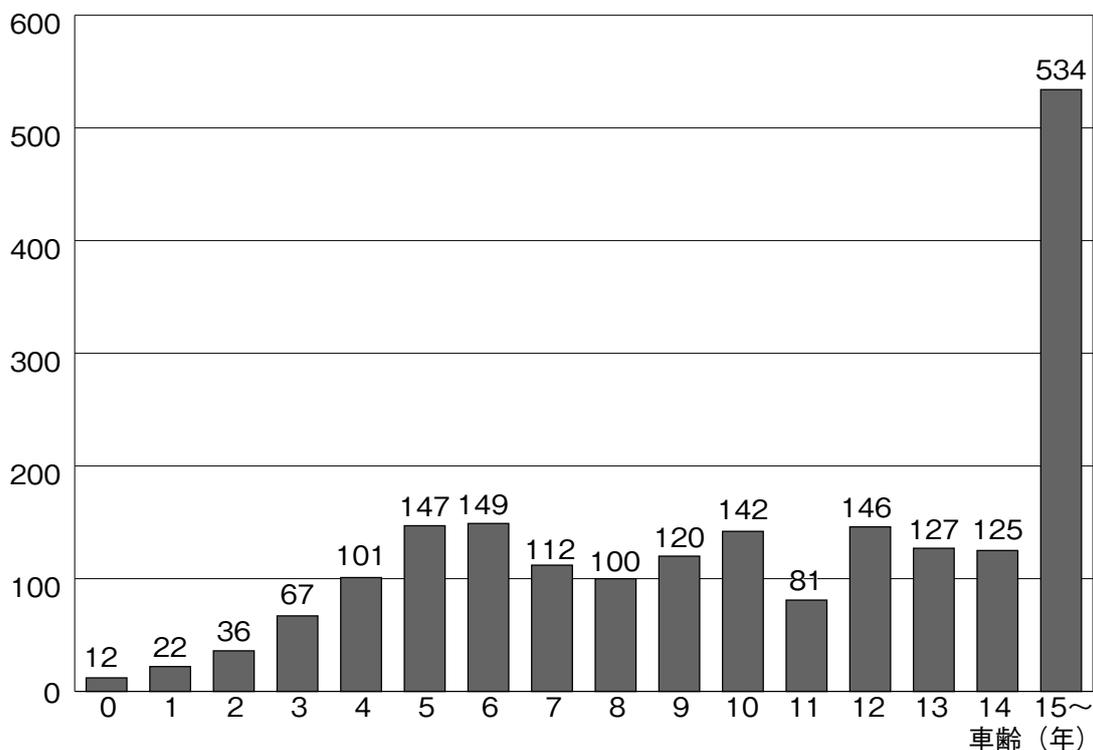
令和4年に報告された車両故障に起因する事故について、車齢別に分類したものを図-2-1～2-4に示します。なお、ここでいう車齢とは、事故惹起年から年式を差し引いたものです。

発生件数（件）



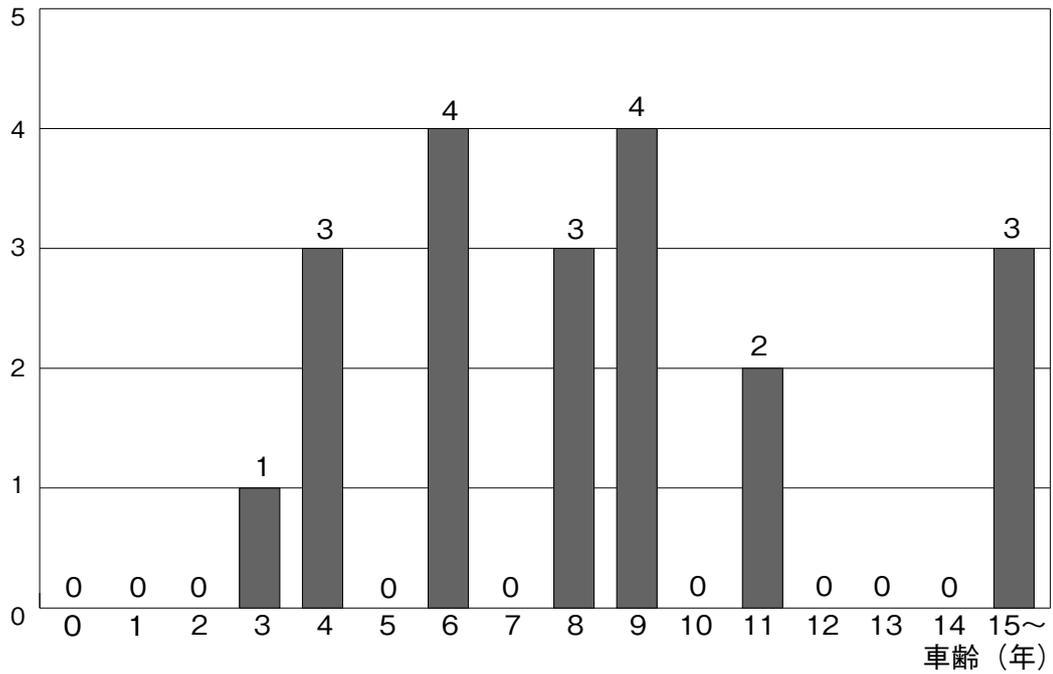
[図-2-1] 事業用自動車の車齢別発生状況（令和4年）

発生件数（件）



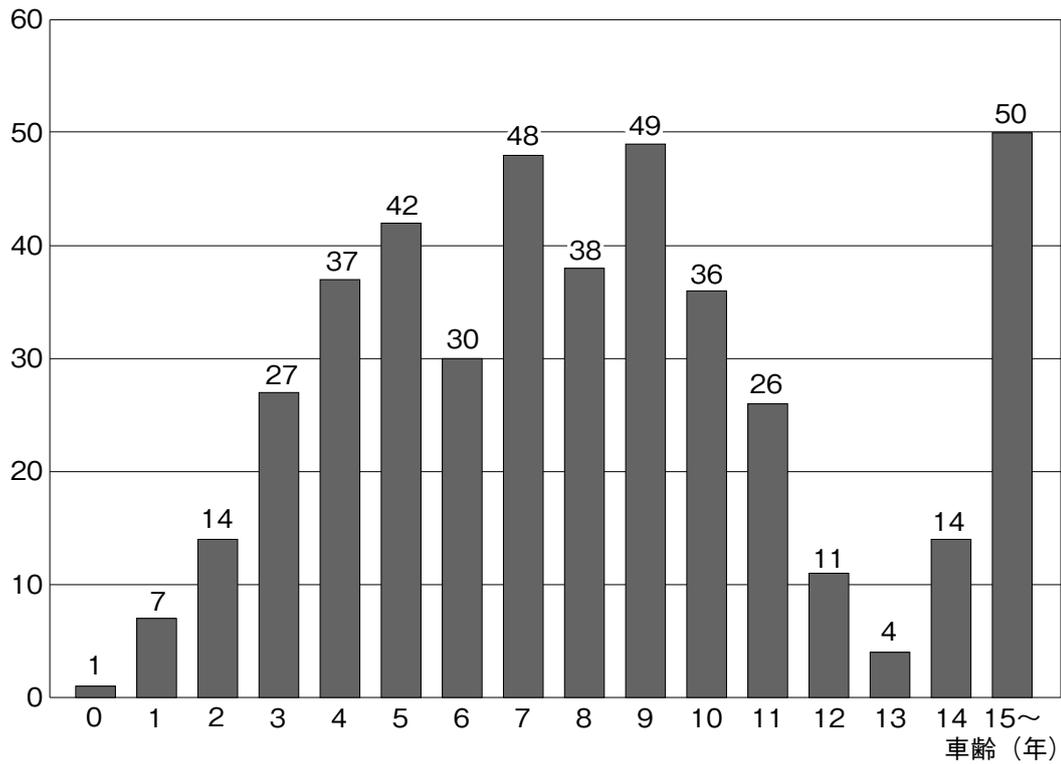
[図-2-2] バスの車齢別発生状況（令和4年）

発生件数（件）



[図－２－３] ハイタクの車齢別発生状況（令和４年）

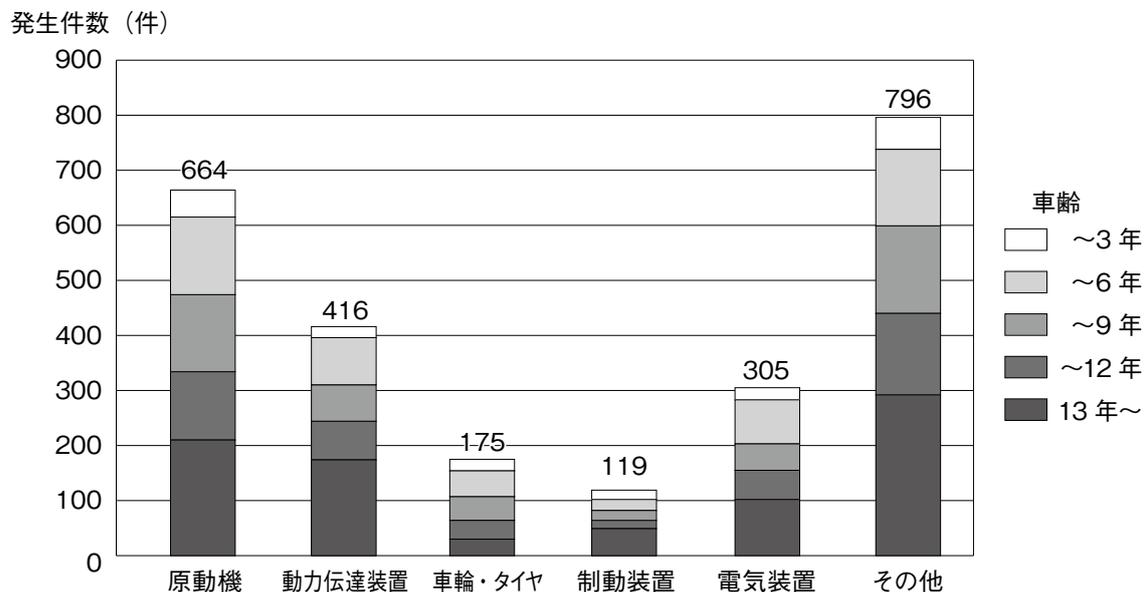
発生件数（件）



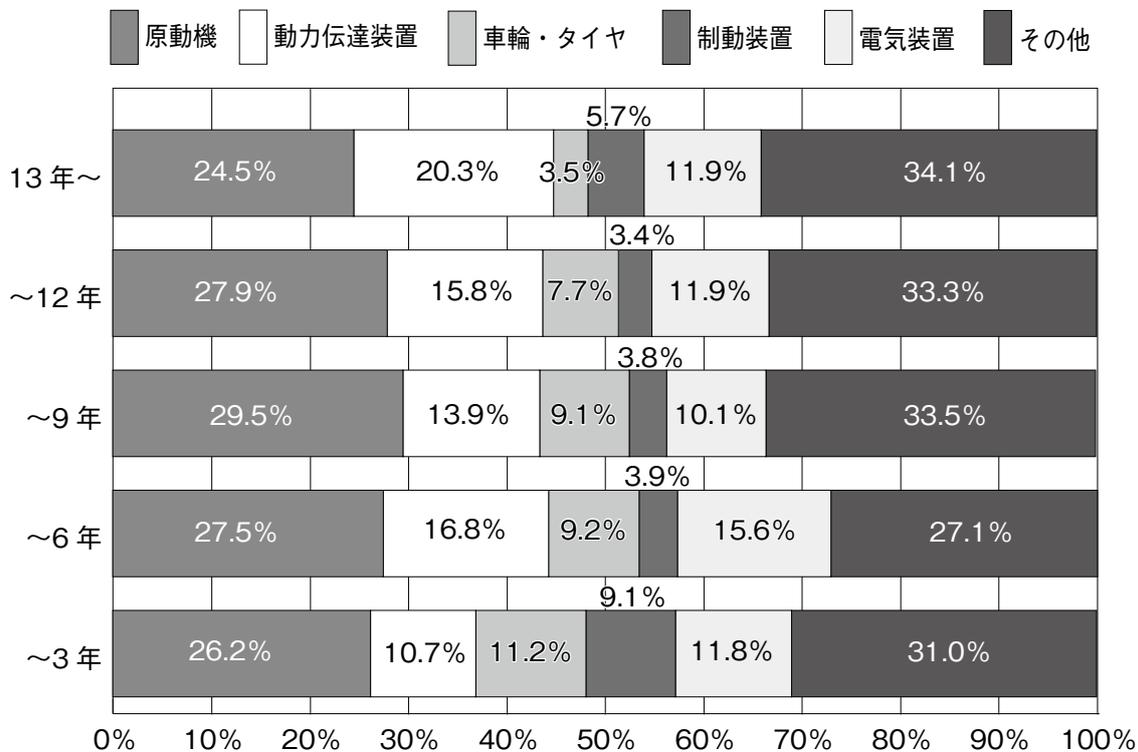
[図－２－４] トラックの車齢別発生状況（令和４年）

2) 故障箇所及び車齢別の発生状況

車両故障に起因する事故について、故障箇所及び車齢別に分類したものを図-2-5、図-2-6に示します。



[図-2-5] 故障箇所の状況 (令和4年)



[図-2-6] 車齢別の故障箇所の状況 (令和4年)

※ [図-2-1] ~ [図-2-6] は国土交通省調べ。

2. 車両故障に起因する自動車事故報告について

自動車運送事業者、整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者等は、その使用する自動車が自動車事故報告規則第2条に規定する事故があった場合には、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に報告しなければなりません。

<自動車事故報告規則(抜粋)>

最終改正：令和5年3月31日

(この省令の適用)

第一条 自動車の事故に関する報告については、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- 一 自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。以下同じ。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。以下同じ。)と衝突し、若しくは接触したもの
- 二 十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- 三 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。)を生じたもの
- 四 十人以上の負傷者を生じたもの
- 五 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
 - イ 消防法(昭和三十二年法律第八十六号)第二条第七項に規定する危険物
 - ロ 火薬類取締法(昭和三十五年法律第四十九号)第二条第一項に規定する火薬類
 - ハ 高圧ガス保安法(昭和三十六年法律第二百四号)第二条に規定する高圧ガス
 - ニ 原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第二条第二項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
 - ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - ト 道路運送車両の保安基準(昭和三十六年運輸省令第六十七号)第四十七条第一項第三号に規定する品名の可燃物
- 六 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- 七 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの
- 八 酒気帯び運転(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。)(特定自動運行旅客運送(道路運送法施行規則(昭和三十六年運輸省令第七十五号)第六条第一項第九号に規定する特定自動運行旅客運送をいう。以下この号において同じ。))又は特定自動運行貨物運送(貨物自動車運送事業法施行規則(平

成二年運輸省令第二十一号) 第三条第三号の三に規定する特定自動運行貨物運送をいう。以下この号において同じ。) を行う場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号) 第十五条の二第一項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号) 第三条第一項に規定する特定自動運行保安員(以下「特定自動運行保安員」という。) が酒気を帯びて特定自動運行用自動車(同法第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。以下この号において同じ。) の運行の業務に従事する行為。第四条第一項第五号において同じ。)、無免許運転(同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。)、大型自動車等無資格運転(同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。) 又は麻薬等運転(同法第一百七条の二第一項第三号の罪に当たる行為をいう。)(特定自動運行旅客運送又は特定自動運行貨物運送を行う場合にあっては、特定自動運行保安員が麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号) 第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な業務ができないおそれがある状態で特定自動運行用自動車の運行の業務に従事する行為) を伴うもの

九 運転者又は特定自動運行保安員の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの

十 救護義務違反(道路交通法第一百七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。) があったもの

十一 自動車の装置(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号) 第四十一条第一項各号に掲げる装置をいう。) の故障(以下単に「故障」という。) により、自動車が運行できなくなったもの

十二 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)

十三 橋脚、架線その他の鉄道施設(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号) 第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正十年法律第七十六号) による軌道施設を含む。) を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの

十四 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号) 第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。) 又は自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。) において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの

十五 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣(主として指定都道府県等(道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号) 第四条第一項の指定都道府県等をいう。以下同じ。) の区域内において行われる自家用有償旅客運送に係るもの場合にあっては、当該指定都道府県等の長) が特に必要と認めて報告を指示したものの

(報告書の提出)

第三条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。)、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者(以下「事業

者等」という。)は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日(前条第十号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第十五号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日)から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書(別記様式による。以下「報告書」という。)三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。)を經由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 前条第十一号及び第十二号に掲げる事故の場合には、報告書に次に掲げる事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真を添付しなければならない。
 - 一 当該自動車の自動車検査証の有効期間
 - 二 当該自動車の使用開始後の総走行距離
 - 三 最近における当該自動車についての大規模な改造の内容、施行期日及び施行工場名
 - 四 故障した部品及び当該部品の故障した部位の名称(前後左右の別がある場合は、前進方向に向かつて前後左右の別を明記すること。)
 - 五 当該部品を取りつけてから事故発生までの当該自動車の走行距離
 - 六 当該部品を含む装置の整備及び改造の状況
 - 七 当該部品の製作者(製作者不明の場合は販売者)の氏名又は名称及び住所
- 3 運輸監理部長又は運輸支局長は、報告書を受け付けたときは、遅滞なく、地方運輸局長を經由して、国土交通大臣に進達しなければならない。
- 4 第一項の規定にかかわらず、主として指定都道府県等の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあつては、報告書を当該指定都道府県等の長に提出するものとする。

(速報)

- 第四条 事業者等は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、前条第一項の規定によるほか、電話その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。
- 一 第二条第一号に該当する事故(旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者(以下「旅客自動車運送事業者等」という。))が使用する自動車を引き起こしたものに限る。)
 - 二 第二条第三号に該当する事故であつて次に掲げるもの
 - イ 二人(旅客自動車運送事業者等が使用する自動車を引き起こした事故にあつては、一人)以上の死者を生じたもの
 - ロ 五人以上の重傷者を生じたもの
 - ハ 旅客に一人以上の重傷者を生じたもの
 - 三 第二条第四号に該当する事故
 - 四 第二条第五号に該当する事故(自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。)

五 第二条第八号に該当する事故（酒気帯び運転があつたものに限る。）

- 2 前条第三項の規定は、前項の規定により運輸監理部長又は運輸支局長が速報を受けた場合について準用する。
- 3 第一項の規定にかかわらず、主として指定都道府県等の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあっては、同項各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は当該指定都道府県等の長の指示があつたときは、当該指定都道府県等の長に速報するものとする。

（事故警報）

第五条 国土交通大臣又は地方運輸局長は、報告書又は速報に基づき必要があると認めるときは、事故防止対策を定め、自動車使用者、自動車特定整備事業者その他の関係者にこれを周知させなければならない。

<自動車事故報告書（表面）>

別記様式（第3条関係）		（表）	
<p>自動車事故報告書</p> <p>宛て</p> <p>自動車の使用者の氏名又は名称</p> <p>住所</p> <p>電話番号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 提出</p>			
☆発生日時	年 月 日 時 分	☆路線名 又は 道路名	道 線
天 候	1 晴れ 2 曇 3 雨 4 雪 5 霧 6 その他		
☆発生場所	都道府県 区市郡 区町村 番地		
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置		☆自動車登録番号 又は車両番号	
☆当時の状況			
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）			
☆当時の処置			
☆事故の原因			
☆再発防止 対 策			
※備 考			
（日本産業規格A列4番）			

<自動車事故報告書(裏面)>

事故の種別															当		時		状		況	
区分	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 飲酒等	11 健康起因	12 救護違反	13 車両故障	14 交通傷害	15 その他	☆危険認知時の速度	km/h	☆危険認知時の距離	m	☆スリップ距離	m	
☆発生順																						
☆転落の状態	落差				m		水深						m									
衝突等の状態	1 正面衝突		2 側面衝突		3 追突		4 接触		5 物件衝突		6 追突		7 追突		8 追突		9 追突		10 追突			
☆車名	☆型式		☆車体の形状		☆初度登録年又は初度検査年																	
事業用	1 乗合旅客 3 乗用旅客 5 一般貨物 (イ特別積合せ貨物 ロその他) 6 特定貨物		2 貸切旅客 4 特定旅客 7 特定第二種																			
自家用	1 有償貸渡し (レンタカー) 2 有償旅客運送		3 その他																			
種別	1 普通		2 小型		3 その他																	
☆乗車定員	人		☆当時の乗車人員		人																	
☆最大積載量	kg		☆当時の積載量		kg																	
許可等の必要性	制限外許可 特殊車両通行許可 保安基準の緩和		1 有 1 有 1 有		2 無 2 無 2 無																	
許可等の取得状況	制限外許可 特殊車両通行許可 保安基準の緩和		1 有 1 有 1 有		2 無 2 無 2 無																	
貨物の内容	1 土砂等 4 生コンクリート 7 原木、製材		2 長大物品等 5 危険物等 8 引越		3 コンテナ 6 冷凍、冷蔵品 9 その他																	
積載危険物の有無	1 有		2 無																			
種類	1 危険物 4 核		2 火薬類 5 R I		3 高圧ガス 6 毒劇物		7 可燃物															
☆品名及び積載量又は放射能の量	品名 () kg, l		品名 () Bq																			
イエローカードの携行状況	1 有		2 無																			
道路の種類	1 道路 (イ高速自動車国道 ロ自動車専用道路等 ハその他)		2 その他の場所																			
☆道路の幅員	m																					
こう配	1 平たん		2 上り		3 下り																	
道路の形態	1 直線 4 交差		2 右曲り 5 つづら折り		3 左曲り																	
路面の状態	1 乾		2 湿		3 積雪		4 氷結															
警戒標識の設置	1 有 2 無		☆当該道路の制限速度		km/h																	
踏切の状態	1 遮断機付き 3 その他		2 警報機付き																			
☆当時の運行計画	(発地・経由地・着地)																					
☆営業所及び運行等の状況	☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ)		安全性優良事業所の認定 (貨物のみ)		1 有 2 無		運送形態		1 下請運送 2 その他		☆荷送人の氏名又は名称及び住所		☆荷受人の氏名又は名称及び住所		☆運行管理者の氏名		☆運行管理者資格者証番号		☆損害の程度			
☆運行管理者	氏名		運行管理者資格者証番号				☆再発防止対策				☆死亡		人 (うち乗客 人)		☆重傷		人 (うち乗客 人)		☆軽傷		人 (うち乗客 人)	
☆運行管理者	氏名		運行管理者資格者証番号				☆再発防止対策				☆死亡		人 (うち乗客 人)		☆重傷		人 (うち乗客 人)		☆軽傷		人 (うち乗客 人)	
☆運行管理者	氏名		運行管理者資格者証番号				☆再発防止対策				☆死亡		人 (うち乗客 人)		☆重傷		人 (うち乗客 人)		☆軽傷		人 (うち乗客 人)	

<自動車事故報告書（注）>

（注）

- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
 - 1 転覆 当該自動車は道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
 - 2 転落 当該自動車は道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
 - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
 - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
 - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
 - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
 - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9に該当する場合を除く。）
 - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
 - 9 車内 換気装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
 - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
 - 11 健康起因 第2条第9号に該当する事故
 - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
 - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
 - 14 交通傷害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
 - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。
 - 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - 3 高压ガス 高压ガス保安法第2条に規定する高压ガス
 - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - 5 R I 放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
又は同条第5項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
 - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (11) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
 - 1 制限外許可 道路交通法第57条の規定による許可
 - 2 特殊車両通行許可 道路法第47条の2の規定による許可
 - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (12) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (13) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (14) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
- (15) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
- (16) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (17) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）又は同法第23条の規定による旅行サービス手配業の登録を受けている者である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等又は旅行サービス手配業者の登録番号を記載すること。
- (18) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (19) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (20) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
- (21) 「運送形態」の欄の「2その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (22) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第67条第2項の交通事故に関して記入する。
- (23) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
- (24) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第9号に該当する事故を引き起こした当該運転者又は特定自動運行保安員が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (25) 「運行管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者のことである。
- (26) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。

別表3 車両故障事故報告書添付票

自動車検査証 の有効期間			年 月 日まで
使用開始後の 総走行距離			km
最近における 大規模な改造	内容		
	施行期日	年 月 日	
	施行者		
破損又は脱落部品名			
同上部品の名称		前 後 左 右	
当該部品を取付けてから 事故発生までの走行キロ			km
当該部品を含む装置の 整備及び改造の状況	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
破損又は脱落の状況 (略図又は写真)			
当該部品の製作者(不明 の場合は販売者)の氏名 又は名称及び住所			
疲労又は急進破損の別	(疲 労 ・ 急 進)		
材質、加工、設計等に対する意見			

II. 整備に関する行政情報

1. 整備に関する行政情報の提供

(1) OBD検査について

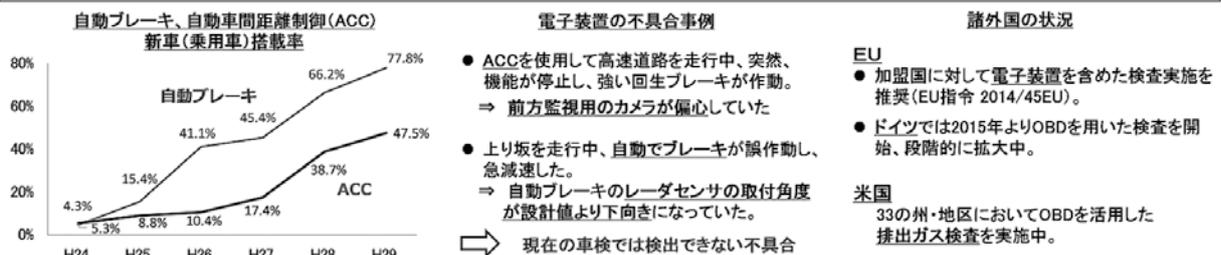
【概要】

衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車両への搭載が進んでおります。これらの技術は、交通事故の防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、令和6年10月から、自動車の検査（車検）において、衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術等に用いられる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査を開始することとしております。

車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法のあり方検討会報告書(概要)

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、誤作動による重大事故等につながるおそれがあることから、**自動車の検査等を通じた機能確認が必要**。
- 現在の自動車の検査(車検)は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる**電子装置の機能確認には対応していない**。



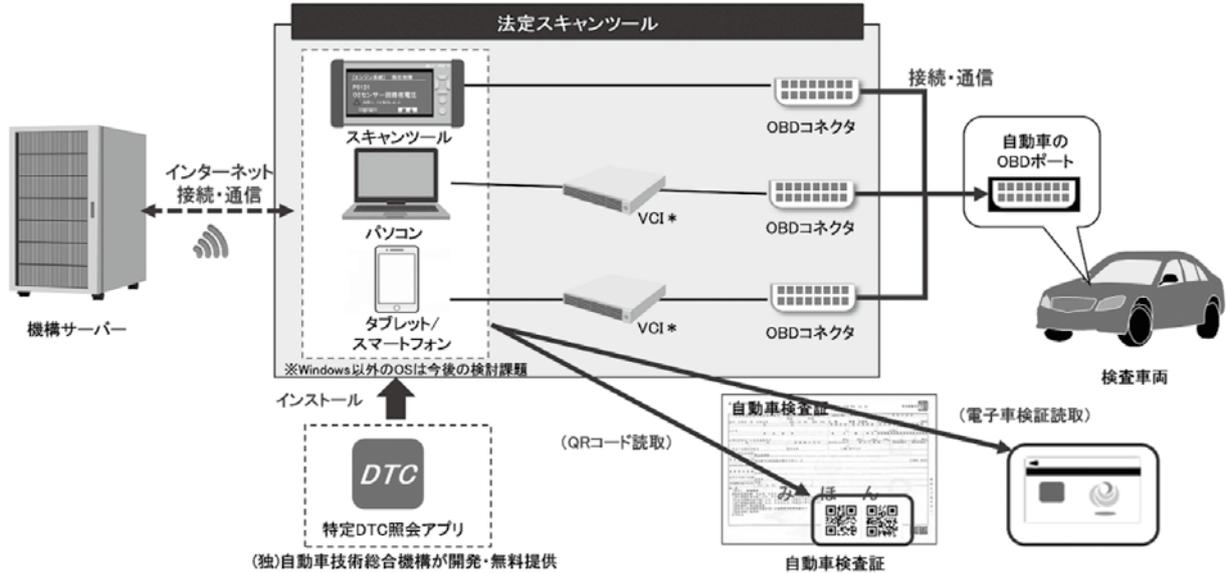
車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法



OB検査に用いる「法定スキャンツール」の機能

- 機構が開発して無料で提供する「特定DTC照会アプリ」をインストールして動作すること。
※ スキャンツールの他、VCI(Vehicle Communication Interface)をセットしたパソコンやタブレット/スマートフォンでも可。
- 自動車検査証のQRコードや電子車検証を読み取る等により、検査車両を特定すること。
- 自動車のOBDポート(16ピン)を介して自動車のECUに接続し、記録された故障コード(DTC)を読み出すこと。
- 特定DTC照会アプリの機能により、インターネットを介して機構サーバーに接続し、DTC情報の送信・判定結果の受信等を行うこと。

※ 「法定スキャンツール」として使用するためには、技術基準に適合することについて型式認定を受ける必要がある。



OB検査の流れ

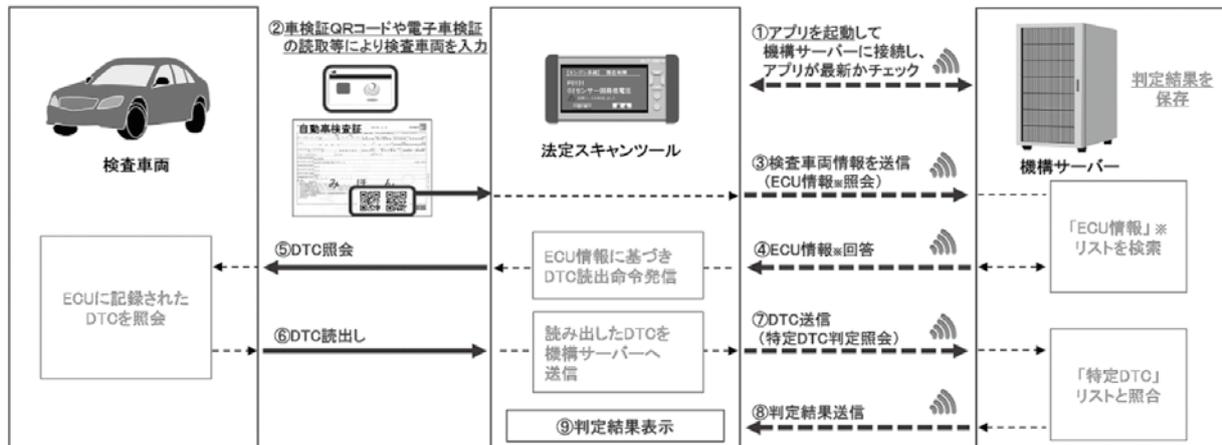
OB検査の準備

- 検査に使用する法定スキャンツールに最新の「アプリ」をインストールしておくこと。(アプリは機構HP等で無料ダウンロード)。
- 法定スキャンツールを検査車両に接続すること。



全国の車検場(独)自動車技術総合機構、軽自動車検査協会)、整備工場

※ 検査官・検査員等が行う作業は下線部のみであり、その他は法定スキャンツールが自動で行う



※ ECU情報: 車両のコンピュータ(ECU)から故障コード(DTC)を読み出すために必要な技術情報(ECU番号、通信規格など)

(2) 自動車の高度化に対応した定期点検方法の見直しを行いました

～ 点検7項目について見直し ～

(プレスリリース)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年3月31日
自動車局整備課

自動車の高度化に対応した定期点検方法の見直しを行いました

～ 点検7項目について見直し ～

近年、自動車技術の進化がめざましく、自動運転技術や電動車の普及が進むと同時に、車載式故障診断装置（OBD）が搭載される車両が増加していることなどを踏まえ、OBDを活用した点検方法の導入等、自動車の定期点検の項目及び方法について改正を行います。

1. 改正の概要

(1) 「自動車点検基準」（昭和26年運輸省令第70号）の一部改正

自動車の定期点検項目のうち「点火時期」及び「ディストリビュータ¹のキャップの状態」について、点検を行わなくともよいこととしました（ただし、ディストリビュータを有する自動車及び二輪自動車については、今後も点検が必要）。

(2) 「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）の一部改正

以下の5つの定期点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法だけでなく、OBDを活用した点検方法等も認めることとしました。

点検項目		点検の方法
駐車ブレーキ機構	引きしろ	電動式駐車ブレーキ機構を装備した車両は、OBDを活用した確認を行うこととする
トランスミッション ² 、トランスファ ³	オイル漏れ、オイル量	オイルのレベル・ゲージがない車両は、オイル漏れのみ確認でも可とする
燃料蒸発ガス排出抑制装置	チャコール・キャニスタ ⁴ の詰まりと損傷	インタンク式のチャコール・キャニスタを装備した車両は、メーカー指定の方法で確認することとする
	チェック・バルブ ⁵ の機能	
タイヤ	空気圧	タイヤ空気圧監視装置を装備した車両は、OBDを活用した確認も可とする

2. スケジュール

公 布：令和5年3月31日（本日）

施 行：令和5年7月1日

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局整備課 藤埴、渡部
Tel03-5253-8111（内線 42412, 42413）
Tel03-5253-8599（直通）

¹ 高電圧の電気を点火プラグに配電し、点火時期を制御する装置
² 走行状態に応じてギヤ比を切り替える変速装置
³ 四輪駆動において、エンジンの動力を前輪と後輪に分配する装置
⁴ 燃料タンク等から放出される燃料蒸発ガスを一時的に貯蔵する装置
⁵ 燃料蒸発ガスのチャコール・キャニスタからの逆流を防止する装置

(3)「整備管理者制度の運用について」の一部改正について (プレスリリース)

令和5年10月
物流・自動車局自動車整備課

「整備管理者制度の運用について」の一部改正について

1. 改正の背景

依然として多発している大型車の車輪脱落事故に係る発生要因の調査・分析とさらなる事故防止対策を検討するため、令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において各種調査や実証実験の結果を踏まえて検討を行い、令和4年12月に取りまとめた「中間取りまとめ」において、整備管理者権限の明確化や整備管理者に対する指導強化が提言され、これを受けて「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年自動車交通局長通達(国自整第216号))について所用の改正を行いました。

2. 主な改正内容

○ 整備管理者の解任命令に大型車の車輪脱落事故を追加(下線部)

以下に該当した場合には、整備管理者の解任命令が行われることとなります。

- (1) 整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、その調査の結果、当該自動車について日常点検整備、定期点検整備等が適切に行われていなかったことが判明した場合
- (2) 整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、その調査の結果、整備管理者が日常点検の実施方法を定めていなかったり、運行可否の決定をしていなかったりする等、整備管理規程に基づく業務を適切に行っていなかったことが判明した場合
- (3) 大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故が発生した場合であって、過去3年以内に同事故が発生していた場合(自動車運送事業者にあつては、行政処分等の基準における、「ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの」の再違反の適用を受ける場合。自動車運送事業者以外にあつては、同処分基準を適用する場合と同等と認められる場合。)
- (4) 整備管理者が自ら不正改造を行っていた場合、不正改造の実施を指示・容認した場合又は不正改造車の使用を指示・容認した場合
- (5) 選任届の内容に虚偽があり、実際には資格要件を満たしていなかったことが判明した場合又は選任時は資格要件を満たしていたものの、その後資格要件を満たさなくなった場合
- (6) 日常点検に基づく運行の可否決定を全く行わない、複数の車両について1年以上定期点検を行わない、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない等、整備管理者としての業務の遂行状態が著しく不適切な場合のような事例が発生した場合

※ここでいう「事故」とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第1号、第3号、第11号及び第12号に定めるものを指します。

※(3)の事故については、令和5年10月1日以降に発生したのから適用されます。

○ 整備管理者の業務及び役割に以下を明記(大型車を保有する場合は必須)

- ・タイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理に関し、タイヤ脱着時の作業管理表を用いるなどして適切に実施すること又は整備工場等を実施させること
- ・タイヤ脱着作業に関する自家整備作業要領を定めること(タイヤ脱着時の作業管理表において適切に実施出来る場合は当該作業管理表を実施要領としても良い)

※大型車とは車両総重量8t以上または乗車定員30人以上の自動車をいいます

施行：令和5年10月1日

規制を一元化し、燃料電池自動車等に関する負担を軽減

～自動車点検基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

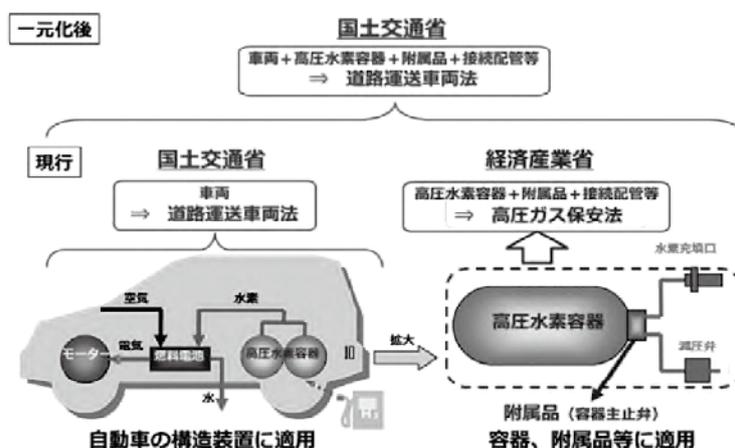
圧縮水素等を燃料とする燃料電池自動車等については、道路運送車両法と高圧ガス保安法の二法令による規制が適用されているところ、ユーザーの手続の負担軽減等のために道路運送車両法に規制を一元化するための所要の法令等の改正を行います。

物流・自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（以下「車両法」という。）及び高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）の二法令による規制が適用されており、燃料電池自動車等については両法令の規定に基づく検査が必要となる等、事業者及び利用者の双方に手続上の負担が生じていることから、車両法に規制を一元化するため、令和4年6月に高圧ガス保安法等の一部を改正する法律が制定されました。これに伴い、車両法体系においても所要の法令等の改正を行います。

1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

高圧法の高圧ガス容器・附属品に係る技術基準を車両法体系下において規定することにより、型式指定、新規検査又は継続検査等に際して高圧ガス容器・附属品の試験等を行うこととする。

**2. 公布・施行**

公布：令和5年（2023年）10月20日

施行：令和5年（2023年）12月21日（一部例外あり。詳細は別紙参照）

問い合わせ先

（型式指定について）物流・自動車局審査・リコール課：菊池、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42352）、03-5253-8594（直通）

（保安基準について）物流・自動車局車両基準・国際課：山村、奥山、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42525）、03-5253-8602（直通）

（検査等について）物流・自動車局自動車整備課：森山、本田

電話 03-5253-8111（内線 42413）、03-5253-8589（直通）

令和 5 年 10 月
物流・自動車局

自動車点検基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示 について

1. 改正の背景

圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）及び高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「高圧法」という。）の二法令による規制が適用されている。

そのため、燃料電池自動車等に対しては両法令の規定に基づく検査が必要となる等、事業者及び利用者の双方に手続上の負担が生じていたことから、令和 3 年 4 月より「燃料電池自動車等の規制の在り方検討会」において検討がなされ、その最終報告書に基づき、車両法に基づく継続検査等によりその安全性を担保することができるガス容器（燃料タンク）及び附属品（自動車（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。）に備えられたものに限る。以下これらを「ガス容器等」という。）については、高圧法の適用を除外するため、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 74 号）が令和 4 年 6 月に公布されたところである。

上記を踏まえ、関係省令及び告示について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）及び自動車の点検及び整備に関する手引（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 車両法第 48 条第 1 項の規定に基づく定期点検整備における点検項目として、ガス容器等に係る損傷の確認を追加する。
- ② 車両法第 57 条の規定に基づき公表されている自動車の点検及び整備に関する手引において、①で追加する項目の点検の実施方法の例として、目視等による方法を規定する。

(2) 装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 車両法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、ガス容器等を追加する。
- ② 車両法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則※第 110 号、第 134 号及び第 146 号に基づき認定されたガス容器等を追加する。

※「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に基づく規則

(3) 道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）の一部改正
道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に
基づき、ガス容器等の型式について指定を申請する者が、車両法第 3 章の規定に
基づく保安基準（以下単に「保安基準」という。）への適合性についての審査を
受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実
費を勘案して定める。

(4) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619
号）の一部改正

保安基準について、継続検査時等に、高圧法体系下で行われる容器検査等（容
器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）により担保される
安全性と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等を規定するほか、所要の改
正を行う。

(5) 道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定す
る自動車及び基準（平成 19 年国土交通省告示第 857 号）の一部改正

継続検査等を申請する者は、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検
査協会に対し、当該申請に係る自動車の備えるガス容器等が保安基準に適合す
るものであることを証する書面を提出しなければならない旨を規定する。

(6) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示について所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 5 年 10 月 20 日

施 行：令和 5 年 12 月 21 日（2.（4）及び（6）の一部については公布の日）

〈参考〉点検整備記録簿への記載例

点 検 整 備 記 録 簿		車名及び形式	自動車登録番号又は車両番号
3か月点検整備		原動機の形式	初度登録年度又は初度検査年 車台番号
	■ 電気装置		■ 高圧ガスを燃料とする燃料装置等
亀裂、損傷、溝の深さ、異常摩耗	点火プラグの状態(※1)		送管、推手部のガス漏れ、損傷
ナットボルトの緩み	点火時期		ガス容器及びガス容器付属品の損傷
ケーブルの緩み(※1)	バッテリーのターミナル部の接続状態		
	電気配線の接続部の緩み、損傷		■ 車体及び車体
			非常口の扉の機能
スプリングの損傷	■ 原動機		車枠、車体の緩み、損傷
アブレーション	エア・クリーナメントの状態(※1)		シャシ各部の給油脂状態
コースの損傷(※1)	低速及び加速の状態		スペアタイヤ取付装置の緩み、損傷(※2)
ボルト、連結部の緩み、損傷(※1)	排気の状態		スペアタイヤの取付状態(※2)
漏れ、損傷	潤滑装置の油漏れ		ツールボックスの取付部の緩み、損傷(※2)
	燃料装置の燃料漏れ		
	冷却装置のファン・ベルトの緩み、損傷		
刃割れときの床板とのすき間			■ その他
	■ エグゾースト・パイプ及びマフラー		シャシ各部の給油脂状態
	取付けの緩み、損傷(※1)		

令和6年6月25日
物流・自動車局
自動車整備課
保障制度参事官室

来年4月より、車検を受けられる期間が延びます

～ 年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします ～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、車検証の有効期間満了日の「2か月前」から車検を受けられることとしました。

1. 背景

現在、車検は、「有効期間満了日の1か月前から満了日までの間」※に受検いただいておりますが、車検需要が年度末に集中しているため、この時期は、自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。

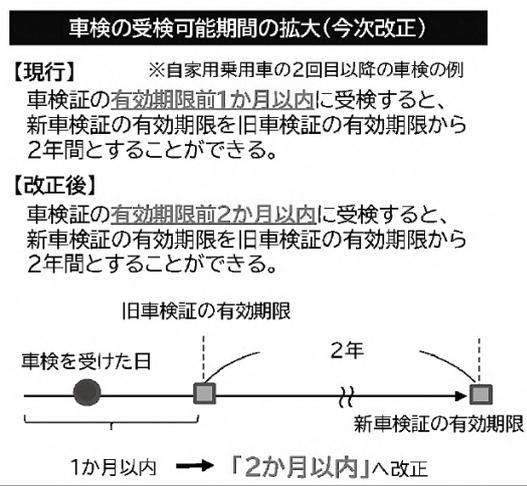
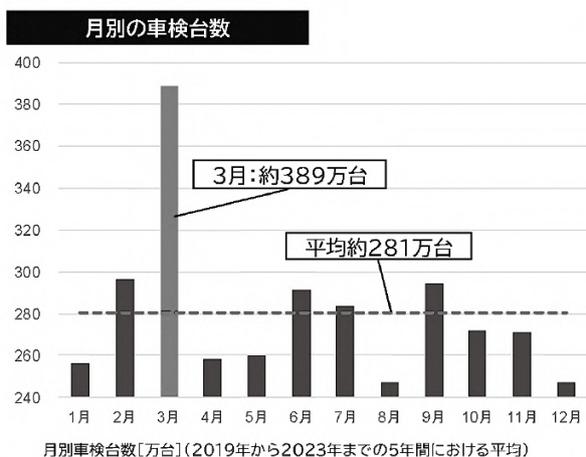
※ この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新できます(下図参照)

2. 道路運送車両法施行規則等の改正

今般、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の2か月前から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととしました。また、自賠責保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則を改正しました。(いずれも令和7年4月1日施行)

3. 自動車ユーザーの皆様へのお願い

車検は年度末が大変混雑します。余裕をもった予約・受検にご協力をお願いいたします。



【問合せ先】
物流・自動車局
自動車整備課 本田 (内線 42413) (直通) 03-5253-8599 【車検関係 (全般)】
保障制度参事官室 上地 (内線 41443) (直通) 03-5253-8582 【自賠責保険関係】

国土交通省・自動車技術総合機構・軽自動車検査協会からのお知らせ
令和6年8月

車検時にはヘッドライトテストを用いて ロービームを計測します

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1の車検時には、夜間走行時に使用頻度の高いロービームが

①夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること

②照射光線が他の交通を妨げないこと

の基準を満たしているかどうかを、ヘッドライトテストを用いて検査しているところです。

ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

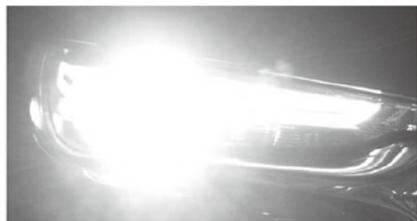
※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

【ロービーム計測の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズれていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、国際的にロービームを計測している状況も踏まえ、日本においても導入しています。



対向車のまぶしいヘッドライト



バックミラーに映るまぶしいヘッドライト



※ 裏面もご確認ください。

ロービームの光度及び向き 適切な整備・調整のお願い

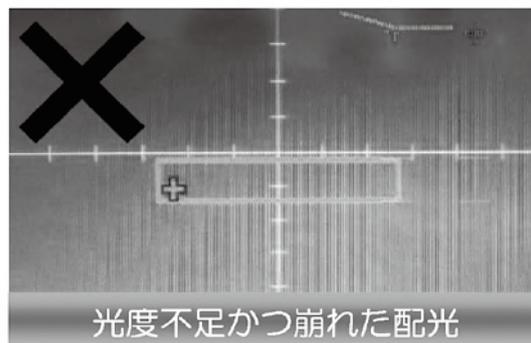
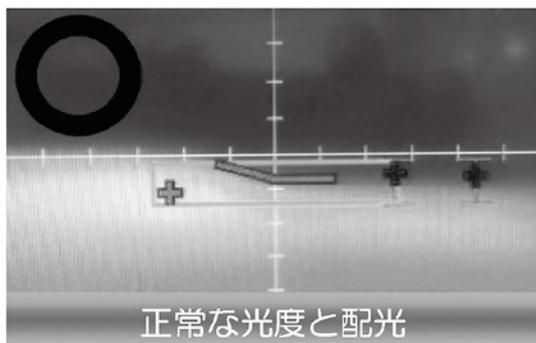
自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。

ロービーム計測で基準不適合となる自動車には、①レンズ面のくもり、②内部リフレクタの劣化、③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものも多く見受けられます。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！

◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！



これらは適切な整備・調整が必要です！

整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



2. その他の整備に関連する情報提供

(1) 不正改造車を排除する運動

(プレスリリース)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和6年5月31日

物流・自動車局車両基準・国際課
自動車整備課

6月は、「不正改造車を排除する運動」の強化月間です！

～ 車の不正改造は、事故や環境悪化を引き起こす犯罪です ～

国土交通省では『不正改造車を排除する運動』として、関係省庁・団体と連携し、不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動を行っております。その一環として、6月を各地方運輸局等が定める「強化月間」として*、街頭検査の実施など安全・安心な車社会形成のための徹底した取組みを行います。

自動車ユーザーの皆様におかれましては、不正改造を行わず、安全に自動車をご使用頂くようよろしくお願い致します。

※ 内閣府沖縄総合事務局は10月

1. 不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動

- ポスター及びチラシの貼付等により、積極的な広報の実施。
- バス車両前面への広報横断幕の掲示。



2. 不正改造車を排除するための街頭検査の実施

- 警察機関等と連携した街頭検査を全国各地で実施。
- 違反車両に対して整備命令を発令。

3. 不正改造車に関する情報収集

- 運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」を設置。
- 通報があった情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を指導。

【添付書類】

別紙1：不正改造防止推進協議会構成団体等の関係機関

別紙2～4：ポスター、チラシ

別紙5：広報活動への協力バス事業者一覧表

別紙6：不正改造車・迷惑黒煙車情報提供連絡先一覧表

【問合せ先】物流・自動車局自動車整備課 杉本・坂本（運動全般に関すること）

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42412）

03-5253-8599（直通）

物流・自動車局車両基準・国際課 村田・高嶋（騒音等の基準に関すること）

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42522）

03-5253-8604（直通）

※街頭検査の実施については、各地方運輸局等にお問い合わせください。

⚠️ 不正改造チェック項目

乗用車

- 消音器**
 ○内燃機関を原車機とす
 自乗車の場合、騒音
 基準等に適合する消音
 器を備えているか
- 触媒装置**
 ○触媒等が取り外されていないか

- サスペンション**
 ○切断等により、ばねの
 一部又は全部が除去
 されていないか

- ナンバー灯**
 ○白色であるか
 ○赤色であるか
- 尾灯**
 ○赤色であるか
 ○赤色であるか
- 方向指示器**
 ○青色で点滅回数が毎分60回以上、120
 回以下であるか
- 後部反射器**
 ○赤色であるか

- ウインガ**
 ○前方への形状を有していないか
 ○衝突に取付かれていないか
 ○鋭い突起がないか
 ○その付近の屋外側、最後端とならないか、等

- 車庫灯**
 ○白色であるか、(方向指示器、非常点滅表示灯又は制方向灯と
 一体又は数個の灯の及び二輪車車については、青色でもよい)
 ※点滅回数は毎分120回以上、180回以下であるか、白色の塗装又は、黄色で
 あっても、全ての車庫灯が同一色で塗られは、よい。

乗用車・貨物車共通

- シートベルトリミッター**
 ○乗座時にシートベルトが巻かれていない場合に巻閉す
 る装置(シートベルトリミッター)の警告表示等を、機
 体を用いて不正に解除していないか
- 前面ガラス、運転席及び助手席の窓ガラス**
 ○指定以外のステッカー貼付をしていないか
 ○前面ガラス等に装飾装を装着した状態又は運転席及び
 助手席の窓ガラスに黄色フィルム等を貼付した状態で
 の可視光線透過率が70%未満のもの不可

- バックミラー**
 ○形状な突起がないか
 ○歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和できる構造であ
 るか
- 警告音**
 ○音量や音色が常に一定であるか

- 前部霧灯**
 ○白色又は淡黄色であるか ○同時に3個以上点灯しないか
- その他の灯火**
 ○赤でないか ○青でないか
 ○光量300cd以下であるか

- タイヤ**
 ○回廊部分が車体からはみ出していないか
- 直前直左直後鏡**
 ○運転者席から障害物を確認できる状態を備えているか

二輪車

- 消音器**
 ○内燃機関を原車機とする自乗車の場合、騒音基準
 等に適合する消音器を備えているか
- 触媒装置**
 ○触媒等が取り外されていないか

貨物車

- 回転灯**
 ○緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けしていないか
 ○運転時特許用自動車以外に黄色の回転灯は取り付け
 していないか
- 禁止灯火**
 ○走行中に使用することを目的
 とするディスプレイなどを装
 着していないか

- 巻き込み防止装置**
 ○普通貨物自動車の場合、巻き込み
 防止装置を備えているか
- タンク(土砂等運搬)**
 ○土砂等を運搬するタンク車の場合、さし件
 の取付けがないか
 ○荷台の一部を高くする等の改造がないか

- ディーゼル車
の原動機**
 ○燃焼汚染物質は
 基準内である
 か
- 大気後部反射器**
 ○貨物運搬自動車の場合、後部反射器
 を備えるほか、大型貨物反射器を備
 えているか
- 突入防止装置**
 ○自動車の後部突入防止装置を備え
 ているか

- 二次梁装**
 ○新用検査受検時に燃焼タンクを燃焼していないか
 ○燃焼が大損に異なる燃焼タンクへ変更していないか、等
 (構造等変更検査の手続きが必要になります)
- 速度抑制装置(スピードリミッター)**
 ○燃焼速度を超えて走行できるよう改造がされ
 ているか
 ○速度抑制装置を装着していることを示す黄色の
 ステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の
 後面に貼付されているか

⚠️ 不正改造は犯罪です!

不正改造の罰則等

1. 不正改造等の禁止（道路運送車両法第 99 条の 2）

何人も、保安基準に適合しなくなるような自動車の改造、装置の取り付け、取り外し等（不正改造行為）を行ってはなりません。これに違反した場合は 6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の懲罰が科せられます。

2. 整備命令等

（1）整備不良に係る整備命令（道路運送車両法第 54 条）

地方運輸局長は、自動車保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、その使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために、必要な整備を行うことを命ずることがあります。この場合、使用の方法若しくは経路の制限等を指示することもあります。この命令又は指示に従わない場合は、50 万円以下の罰金が科せられます。また、この命令又は指示に従わない場合には、当該自動車の使用を停止することがあり、これに違反した場合には、6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられます。

（2）不正改造に係る整備命令（道路運送車両法第 54 条の 2）

自動車の改造、装置の取り付け、取り外し等により、保安基準に適合しない状態にある自動車を不正改造車と呼びます。

- ① 地方運輸局長は不正改造車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うことを命ずることがあります。
- ② ①の命令を発令したときは、当該自動車に整備命令標章を貼付します。
- ③ 整備命令が取り消されるまでは②の整備命令標章を剥がしてはいけません。
- ④ ①の整備命令を発令された使用者は、15 日以内に必要な整備を行い、当該自動車及び自動車検査証を地方運輸局長に提示しなければなりません。
- ⑤ 自動車の使用者が①の命令又は指示に従わない場合は、③又は④の規定に違反したときは、一定の期間当該自動車の使用を停止することがあります。
- ⑥ ⑤の使用停止期間が満了した後でも、当該自動車が保安基準に適合していなければ、当該自動車を引き続き使用できません。

なお、①の整備命令違反及び④の現車提示違反については、50 万円以下の罰金が科せられ、⑤及び⑥の使用停止違反については、6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられます。

(2) 情報を取得するための方法に関すること

関係機関のホームページを紹介します。



○国土交通省 物流・自動車局

← <https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>

国土交通省 自動車総合安全情報

→ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/index.html>



○関東運輸局 事業用自動車の安全と環境

← https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/anzen-kankyo.html

○関東運輸局 事業用自動車安全情報

→ https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/hoan/index.html



○環境省 自動車排出ガス等関連

← 自動車排出ガス規制や自動車NO_x・PM法、低公害車の普及などの取組を紹介

<https://www.env.go.jp/air/car/index.html>

自動車点検整備推進協議会「点検整備ドットコム」

→ <http://www.tenken-seibi.com>



○一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

← <https://www.jaspa.or.jp>

○一般社団法人日本自動車工業会

→ <https://www.jama.or.jp>



○一般社団法人日本自動車タイヤ協会

← <https://www.jatma.or.jp>

Ⅲ. 自動車の安全確保と環境保全に関する情報

1. 安全確保に関する情報

(1) 大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！

(プレスリリース)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和4年10月14日
自動車局整備課

大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！

大型車の、適切なタイヤ脱着作業や保守管理作業手順をいつでも確認できるよう、解説動画を作成し YouTube 国交省公式アカウントに公開しました。

近年大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることを踏まえ、さらなる事故防止対策を進めるため、令和4年2月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」（座長：伊藤紳一郎（独）自動車技術総合機構交通安全環境研究所）を設置しました。この検討会において車輪脱落事故車両の調査等を行ったところ、事故を起こした車両では、劣化したホイール・ナットが使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を作成し公開しました。

大型車の車輪の脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。この機会に是非とも動画をご覧いただき、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。

【タイヤ脱着作業時のポイント】

ホイール・ナットへ潤滑剤の塗布



ホイール・ナットとワッシャのすき間に、潤滑剤を塗布してください

増し締めの実施



タイヤ脱着後、50km～100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます



▶ 啓発動画の本編はこちらのQRコード

または国土交通省 YouTube チャンネルからご覧下さい

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRII2zJVaaybwEEKAmD5YVi

<添付資料> 参考：適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順啓発動画（抜粋）

<問い合わせ先>

自動車局整備課 藤埴、森山、渡部

代表：03-5253-8111（内線：42412）直通：03-5253-8599 FAX：03-5253-1639

(2) 冬期に大型車の車輪脱落事故が集中しています！！

～冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします～

(プレスリリース)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

関東運輸局プレスリリース

令和5年11月30日

関東運輸局

冬期に大型車の車輪脱落事故が集中しています！！

～冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします～

大型車の車輪の脱落は、100kg近いタイヤが自動車と同じ速度で制御も効かずに転がるため、大事故に繋がりがねない大変危険なものです。

大型車の車輪脱落事故を防止するためには、タイヤの適切な脱着作業や保守管理作業が重要であることから、10月から2月にかけて「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しているところであり、そのうち啓発活動について、これまでの取り組み状況を発信することにより一層の注意喚起が期待されることから、中間報告することと致しました。事故の多い冬期に向けて、引き続き周知・啓発活動は実施してまいります。

関東運輸局では、大型車の車輪脱落事故が依然として多く発生していること(別紙1表1)、特に冬期に集中していること(別紙1表2)を踏まえて、冬用タイヤに履き替える時期をとらえて、大型車の使用者、タイヤ専門店や自動車整備事業者等のタイヤ脱着作業実施者(別紙1表3)に対して、タイヤの適切な脱着作業や保守管理作業の重要性等について啓発活動を行っています。

○タイヤ専門店への啓発活動

タイヤ専門店のタイヤ脱着作業者に対して、各都県タイヤ商工協同組合やタイヤメーカーによるタイヤ専門店の会合での講習の実施や店舗を直接訪問することにより、適切なタイヤ脱着作業等の周知・啓発を行っています。

◎講習会の実施回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9回

◎訪問したタイヤ専門店の店舗数・・・・・・・・・・ 3店舗

◎啓発等を行ったタイヤ脱着作業者の人数・・・・ 307名



講習会への実施による啓発



店舗への直接訪問による啓発

○大型車の使用者への啓発活動

大型車の運転者に対して、啓発のためのチラシ(別紙2)や連結式ナット回転指示インジケータを配布し、適切なタイヤ保守管理作業等の周知・啓発を行っています。また、各都県自動車整備振興会の協力を得て、トルク・レンチを使用したホイール・ナットの街頭点検を実施しています。

◎啓発活動の実施回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8回

※今後も神奈川・埼玉・山梨で実施予定

◎街頭点検の実施車両数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47台

矢板トラックステーション(栃木)での啓発活動の様子(10月12日)



運転手へ適切なタイヤ保守管理作業等の啓発



トルク・レンチを使用した街頭点検

○自動車整備事業者等への啓発活動

自動車整備事業者の整備主任者や自動車運送事業者の整備管理者等のタイヤ脱着作業実施者に対して、整備主任者研修や整備管理者研修等の機会を通じて、大型車の車輪脱落事故防止啓発動画(別紙3)も使用しながら、タイヤの適切な脱着作業及び保守管理作業等の周知・啓発を行っています。

<適切なタイヤ脱着作業手順> 約10分



ホイール取付面、ボルトねじ部、ナットあたり面やねじ部等の清掃、錆落としにはワイヤブラシやハブボルトクリーナー等を使用

<適切なタイヤ保守管理作業手順> 約5分



ディスクホイール取付け後の増し締め

【問い合わせ先】

関東運輸局自動車技術安全部整備課 山田・小澤

電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙

2. その他の安全・環境に関する情報

先進安全自動車（ASV）について

1. 先進安全自動車（ASV）とは？

「先進安全自動車（ASV）」は、先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車です。



2. ASVの「基本理論」と「運転支援の考え方」

「基本理論」

①ドライバー支援の原則

ASV技術はドライバーの意志を尊重し、ドライバーの安全運転を支援するものです。あくまでもドライバーが主体的に、責任を持って運転する、という前提にたっています。

②ドライバー受容性の確保

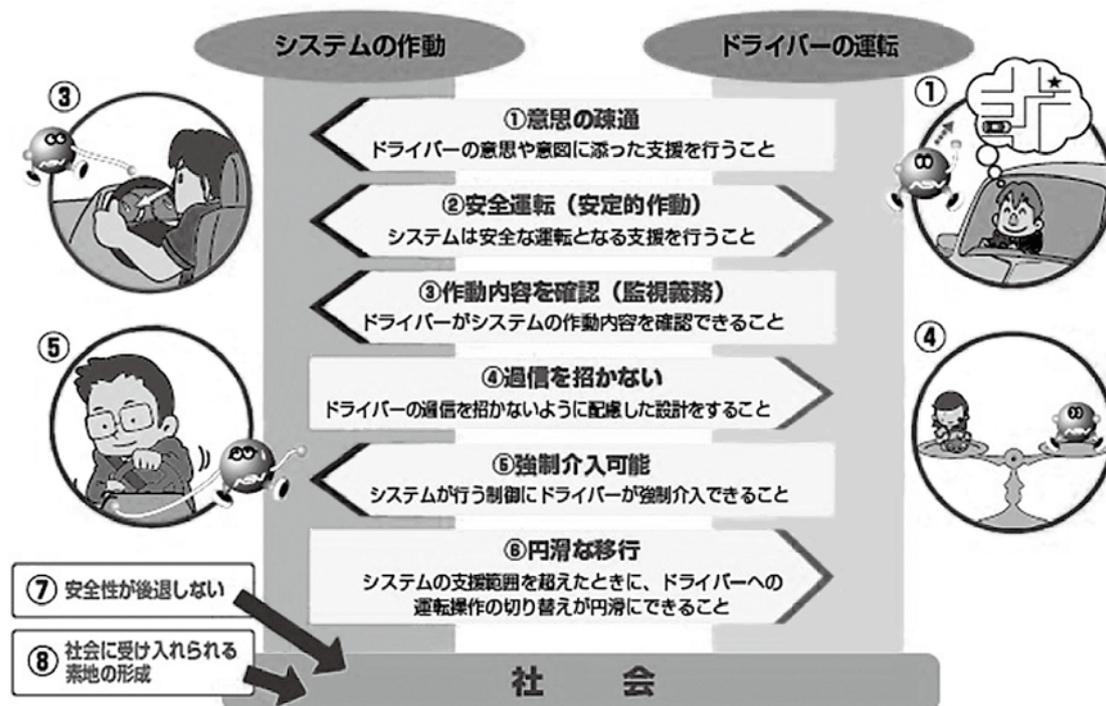
ASV技術はドライバーが使いやすく、安心して使えるような配慮をします。つまり、ヒューマン・インターフェースの設計が適切に行われていることをいいます。

③社会受容性の確保

ASV技術を搭載した自動車は、他の自動車や歩行者などと一緒に走行するので、社会から正しく理解され、受け入れられるよう配慮します。



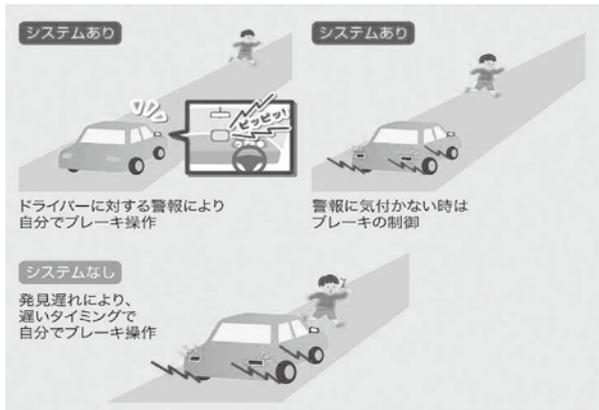
「運転支援の考え方」



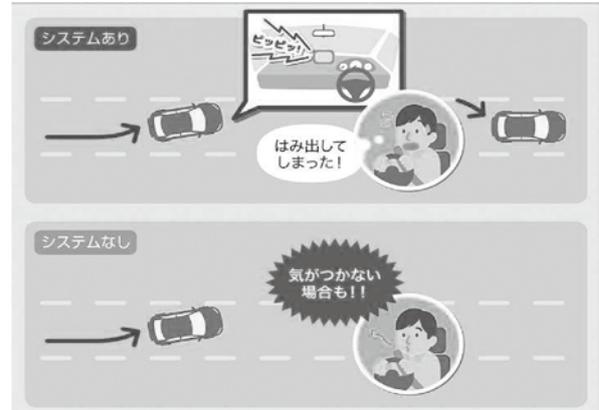
3. 実用化されたASV技術

現在、多くのASV技術が実用化されています。

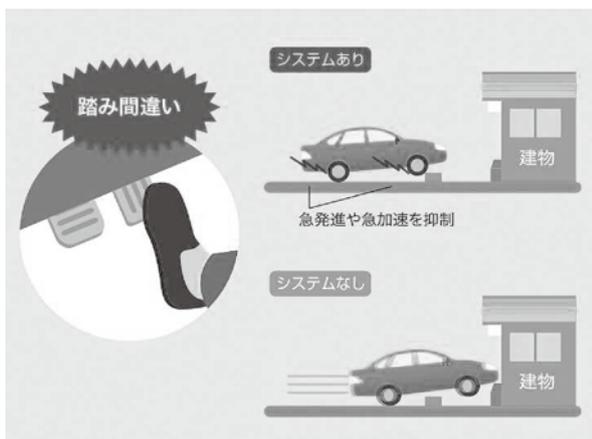
前方障害物衝突被害軽減ブレーキ



車線逸脱警報装置 (LDW)



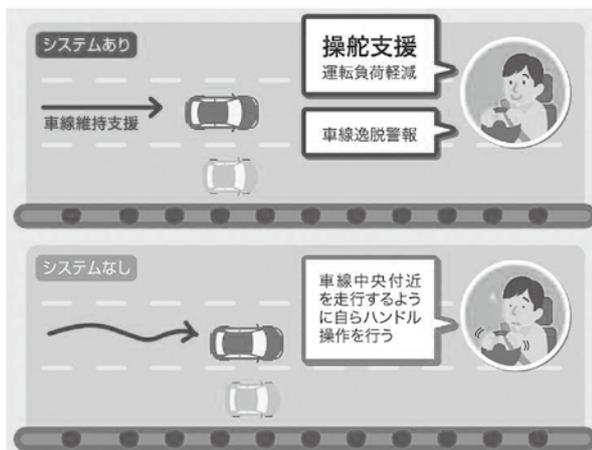
ペダル踏み間違い時加速抑制装置



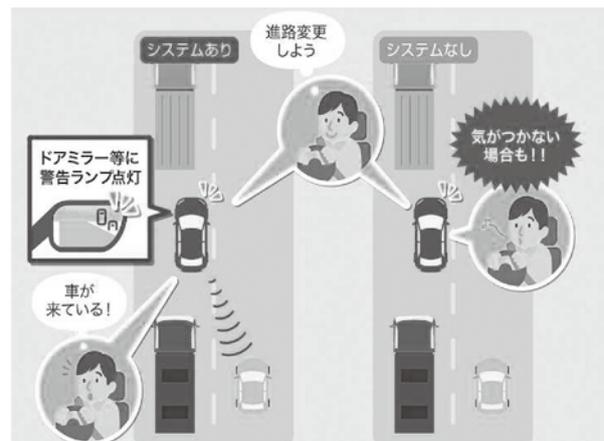
後退時後方視界情報提供装置 (バックカメラ)



レーンキープアシスト



後側方接近車両注意喚起装置



IV. 整備管理者の役割

1. 整備管理者制度の趣旨及び目的

整備管理者制度は、本来、使用者が道路運送車両法第47条の規定等に基づき、その使用する自動車の点検及び整備並びに車庫の管理について自主的に安全確保及び環境保全を図るための注意を払うべきであるものの、使用する自動車の台数が多い場合には使用者自らが点検・整備について管理することが困難となり、管理・責任体制が曖昧になるおそれがあること、大型バスのような車両構造が特殊な自動車で事故の際の被害が甚大となる自動車を用いる場合には専門的知識をもって車両管理を行う必要があること等から、自動車の使用者が整備管理者を選任し、点検整備に関する管理・責任体制を確立することによって、自動車の安全確保、環境保全を図るために設けられています。

2. 整備管理者の選任を必要とする使用者

次に掲げる自動車を使用する自動車の使用者は、使用の本拠ごとに整備管理者を選任しなければなりません。(道路運送車両法第50条関係、同法施行規則第31条の3関係)

事業用	バス(乗車定員11人以上)	1両
	ハイヤー・タクシー、トラック(乗車定員10人以下)	5両
自家用	バス(乗車定員30人以上)	1両
	バス(乗車定員11人以上29人以下)	2両
	トラック等(乗車定員10人以下、車両総重量8t以上)	5両
レンタカー及び軽貨物自動車運送事業	バス(乗車定員11人以上)	1両
	トラック等(車両総重量8t以上)	5両
	その他の自動車(乗車定員10人以下、車両総重量8t以下)	10両

3. 整備管理者の法定業務

整備管理者は、次に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程(整備管理規程)を定め、これに基づき、その業務を行わなければなりません。(道路運送車両法施行規則第32条関係)

- (1) 日常点検(道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項)の実施方法を定め、実施すること又は運転者等を実施させること。
- (2) 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること。
- (3) 定期点検(道路運送車両法第48条第1項)の実施方法を定め、実施すること又は整備工場等を実施させること。
- (4) 日常点検・定期点検のほか、随時必要な点検や適切なタイヤ脱着作業を実施すること又は整備工場等を実施させること。
- (5) 日常点検・定期点検・随時必要な点検の結果、必要な整備を実施すること又は整備工場等を実施させること。
- (6) 定期点検又は(5)の整備の実施計画を定めること。
- (7) 点検整備記録簿(道路運送車両法第49条第1項)、タイヤ脱着時の作業管理表(大型車)

その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。

(8) 自動車車庫を管理すること。

(9) (1)～(8)に掲げる事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること。

使用者には整備管理者がこれらの業務を遂行するために、整備管理者に対し必要な権限を与えることが義務付けられています。

整備管理者は、使用者が内部組織における整備管理者の執行する業務とこれに伴う権限を明確にし、自主管理体制の確立を図るとともに、整備管理者に独立した権限を与えていることから、仮に利益追求を最優先する使用者が安全確保・環境保全を軽視して自動車を運行させようとした場合であっても、整備管理者は利益追求のみにとらわれることなく安全確保・環境保全の観点から運行可否の決定等を行い、適切な車両運用を確保する必要があります。

その他、整備管理者は、以下に例を示すような能力を要求されます。

法令の理解能力	ア. 道路運送車両法、同法施行規則、道路運送車両の保安基準、自動車点検基準、道路運送法、貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業輸送安全規則、旅客自動車運送事業運輸規則、自動車事故報告規則 等
	イ. 諸通達
管理能力	ア. 日常点検の実施
	イ. 定期点検の計画と実績の検討
	ウ. 使用車両の把握と定期点検のほか点検整備の計画と実績の検討
	エ. 継続検査日時の計画と実績の検討
	オ. 車庫の管理
	カ. 作業の安全管理
事務能力	ア. 臨時整備、路上故障の検討
	イ. 点検整備記録簿等の処理
	ウ. 使用車両の経済性の検討
指導能力	ア. 運転者の指導
	イ. 整備員の指導

4. 整備管理者の補助者

整備管理者は、道路運送車両法第50条に基づき、同法施行規則第32条第1項各号業務(1.3を参照)を、原則として自ら執行しなければなりません。しかし整備管理者が自ら業務を行うことができない場合は、運行可否の決定及び日常点検の実施の指導等、日常点検に係る業務に限って、規則第32条第2項に基づき、業務の執行にかかる基準を定め、これに基づき、予め選任された補助者を通じて業務を執行することができます。

ただし、この業務の執行に係る基準は、次の条件を満足するものであり、かつ、条件を満足していることが整備管理規程により担保されていることが必要となります。

(1) 補助者は、整備管理者の資格要件を満足する者又は整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者から選任すること。

- (2) 補助者の氏名等及び補助する業務の範囲が明確であること。
- (3) 整備管理者が、補助者に対して以下に基づいて研修等の教育を行うこと。
- ① 補助者を選任するとき
 - ・整備管理規程の内容
 - ・整備管理者選任前研修の内容（整備管理者の資格要件を満足する者に対しては実施しなくてもよい。）
 - ② 整備管理者選任後研修を受講したとき
 - ・整備管理者選任後研修の内容（他の営業所において整備管理者として選任されている者に対しては実施しなくてもよい。）
 - ③ 整備管理規程を改正したとき
 - ・改正後の整備管理規程の内容
 - ④ 行政から情報提供を受けたときその他必要なとき
 - ・行政から提供された情報等必要な内容
- (4) 整備管理者が、業務の執行に必要な情報を、補助者にあらかじめ伝達しておくこと。
- (5) 整備管理者が、業務の執行結果について、補助者から報告を受け、また必要に応じて結果を記録・保存すること。

【参考】整備管理規定（一部抜粋）

事業用

整備管理規程（例）

●●（運送事業者名）

●●（整備管理者名）

令和●年●月●日

一部改正 令和●年●月●日

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第32条第2項の規定に基づく規程であり、自動車の安全運行を維持するために必要な点検・整備の内容、これを確実に行わせる任に当たる整備管理者の職務権限等について定め、もって車両の安全の確保及び環境の保全等を図ることを目的とする。

（整備管理者の選任等）

第2条 整備管理者の選任は、施行規則第31条の4に定められた資格要件を備えた者のうちから代表者（自動車の使用者をいう。以下同じ。）が任命することで行うものとする。

2 代表者は、整備管理者を選任、変更又は解任したとき、その他施行規則第70条第1項第3号に該当する場合には15日以内に、その旨を自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を経由して地方運輸局長等に届け出るものとする。

3 整備管理者の補助者を選任する場合には、整備管理者と同等又はこれに準じた知識及び能力を有すると認められる者（整備管理者の資格要件を満足する者又は研修等により整備管理者が十分な教育を行った者）のうちから代表者が任命するものとする。ただし、補助者を選任した場合であっても、車両の整備管理に関する責任は、整備管理者自身が有するものとする。

4 整備管理者は、前項により補助者が選任された場合には、遅滞なく、その氏名、所属及び補助

する職務の範囲等について、別紙1に記載するものとする。これは、補助者の変更又は解任があった場合も同様である。

- 5 代表者は、整備管理者、補助者その他の車両管理を行う者の氏名、連絡先等を社内の見やすいところに掲示して従業員全員に周知徹底するものとする。

(補助者との連携等)

第3条 整備管理者は、職務の適切な実施のため補助者と密接に連携をとるものとする。

- 2 整備管理者は、自らが営業所に不在のときに補助者を通じて職務を実施する場合には、その職務を実施するために必要な情報をあらかじめ補助者に伝達しておくものとする。
- 3 前項の場合において、整備管理者は、補助者に対し職務の実施結果について報告を求め、その職務内容の正確な把握に努めるとともに、必要に応じてその情報を記録・保存するものとする。

(運行管理者との連携等)

第4条 整備管理者は、運行管理者と常に連携をとり、運行計画等を事前に把握し、定期点検整備の計画、車両の配車等について協議するものとする。

- 2 整備管理者は、日常点検の確実な実施を図るため、運行管理者と密接に連携をとるものとする。
- 3 整備管理者は、車両管理状況について、毎月1回以上代表者に報告するものとする。

(整備管理規程の改廃)

第5条 整備管理者は、本規程の改正又は廃止をするときには、代表者と十分調整するものとする。

第2章 権限及び職務

(整備管理者の権限)

第6条 整備管理者は、施行規則第32条第1項各号に掲げる権限を有するほか、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。

(整備管理者の職務)

第7条 整備管理者は、次の職務を遂行するものとする。

- (1) 日常点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は運転者等を実施させること
- (2) 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること
- (3) 定期点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は整備工場等を実施させること
- (4) 上記以外の随時必要な点検や適切なタイヤ脱着作業について、それを実施すること又は整備工場等を実施させること
- (5) 日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等を実施させること
- (6) 定期点検又は前号の必要な整備の実施計画を定めること
- (7) 日常点検表(別紙2)や点検整備記録簿、タイヤ脱着作業管理表(別紙3-1)及びタイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表(別紙3-2)等の記録簿を管理すること
- (8) 自動車車庫を管理すること
- (9) 上記に掲げる職務を処理するため、運転者及び整備要員を指導監督すること

(車両管理の範囲)

第8条 整備管理者は、選任された使用の本拠において使用する全ての自動車について前条の職務を遂行するものとする。

(補助者の権限及び職務)

- 第9条 補助者は、整備管理者の指示により整備管理者を補佐するとともに、整備管理者が不在のときは、運行の可否の決定及び日常点検の実施の指導監督等、日常点検に関する職務を実施する権限を有するものとする。
- 2 補助者が前項の職務を実施するに当たり、疑義を生じた場合又は故障若しくは事故が発生した場合、その他必要があると認められた場合には、速やかに整備管理者と連絡をとり、その指示に従うものとする。
 - 3 整備管理者が不在のときに補助者が職務を実施する場合、補助者は、当該職務の実施に必要な情報について、あらかじめ整備管理者から伝達を受けるものとする。
 - 4 前項の場合において、補助者がその職務を終了して、整備管理者に引き継ぐときには、整備管理者にその職務の実施結果を報告するものとする。

第3章 車両の安全確保及び環境の保全

(日常点検)

- 第10条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、その運行の開始前に、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。）による日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者に実施させなければならない。
- 2 日常点検の実施方法は、自動車の点検及び整備に関する手引き（平成19年国土交通省告示第317号）及び自動車メーカーが定めた方法により実施するものとする。

(日常点検の実施の徹底)

- 第11条 整備管理者は、日常点検を確実に実施させるため前条に規定する点検箇所、点検の内容及び点検の方法等について運転者に周知徹底を図らなければならない。

(日常点検結果の報告等)

- 第12条 整備管理者は、日常点検を実施した運転者に対しその結果を所定の日常点検表（別紙2）に記入させ、整備管理者に報告させなければならない。ただし、整備管理者自らが実施した場合には、整備管理者はその結果を日常点検表（別紙2）に記入しなければならない。

(日常点検の結果の確認)

- 第13条 整備管理者は、日常点検の結果について、日常点検表（別紙2）により確認し、運行の可否を決定しなければならない。万一、車両の安全運行に支障をきたす不良箇所があったときは、直ちに運行管理者と連絡をとるとともに、整備を行わせる等適切な措置を講じ、整備を完了した後でなければ運行の用に供してはならないものとする。

(定期点検整備)

- 第14条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、定期点検整備の実施計画を定め、自動車特定整備事業者に依頼する等により、これを確実に実施しなければならない。
- 2 この場合の定期点検整備とは道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定めるものをいうが、定期点検整備とは別に次の自動車の構造・装置や使用状況等により、適宜、点検整備を実施するものとする。
 - (1) 特種車や架装部分の点検整備
 - (2) シビアコンディション（雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等）の対応

(冬用タイヤの点検整備)

- 第15条 整備管理者は、雪道を走行する可能性のある場合において、日常点検の際に冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検整備を実施するものとする。

(臨時整備)

第16条 整備管理者は、点検整備の確実な実施等により臨時整備をなくすよう努めることとする。やむなく発生した故障に対しては、発生年月日、故障(作業)内容、車両の使用年数、走行距離、使用部品等について記録のうえ、原因を把握し再発防止に努めるものとする。

(特定整備)

第17条 整備管理者は、定期点検整備、臨時整備等において実施する作業が、施行規則第3条で定める整備に該当する場合には、必ず地方運輸局長等の認証を受けた自動車特定整備事業者による作業を依頼するものとする。

(大型車の車輪脱落事故防止措置) ※車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する自動車を使用する場合は必須

第18条 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ脱着作業を実施する場合には、日程及び時間に余裕を持った計画的な作業を実施するものとする。

2 整備管理者はタイヤ脱着作業に関する作業要領※を定め、運転者及び整備要員に対して、ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの点検・清掃方法等について、周知徹底を図るものとする。

※タイヤ脱着作業管理表(別紙3-1)で実施可能な場合は当該管理表を作業要領としてもよい

3 整備管理者は、タイヤ脱着作業を実施した運転者及び整備要員に対し、その結果をタイヤ脱着作業管理表(別紙3-1)及びタイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表(別紙3-2)に記録させ、整備管理者に報告させるものとする。なお、外注する場合にあっても作業要領に基づきタイヤ脱着作業が行われるよう依頼・管理するものとする。

4 整備管理者自らが作業を実施した場合には、整備管理者はその結果をタイヤ脱着作業管理表(別紙3-1)及びタイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表(別紙3-2)に記入するものとする。

5 整備管理者は、タイヤ脱着作業を実施した車両について、50km~100km走行後のホイール・ナットの増し締めに運転者または整備要員等を実施させ、タイヤ脱着作業管理表(別紙3-1)及びタイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表(別紙3-2)に記録してホイール・ナットの増し締めが確実に行われていることを確認するものとする。

(点検整備の記録及び保存管理)

第19条 点検整備の実施結果は、点検整備記録簿及び日常点検表等に所定の事項を記入し保存・管理するものとする。

2 点検整備記録簿については当該車両に据え置くものとし、営業所においては、その写し等を保存することとする。

3 点検整備に係る記録の保存は、以下のとおりとする。

- ① 日常点検記録、タイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表 1年以上
- ② 点検整備記録簿及びその写し 点検基準第4条第2項に定める期間以上
- ③ 臨時整備の記録 点検基準第4条第2項に定める期間以上

以下により全文がダウンロードできますので、ご活用下さい。

「自動車総合安全情報：事業者が取り組む安全対策」

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/sankou1.doc>



タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和

年

月

日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
		亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれ、やせ、かじりなどがないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	☆ ねじ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	☆ ねじ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とのすき間にエンジンオイル	
		☆ などの潤滑剤を薄く塗布する	
ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に規定のグリスを薄く塗布する		
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値 △	N・m

保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50km～100km 走行後の増し締めを実施する。	
----	---------------	------------------------------------	--

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最終的な締め付けは、トルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。また、トレーラの車種によっては潤滑剤の塗布が不要な箇所もあることに留意すること。

5. 整備管理者の責任

整備管理者は、自動車の使用者から「自動車の点検・整備及び自動車車庫の管理」に関する事項を処理するため必要な権限が与えられ、これらの職務の執行責任者として業務を実施するわけですから、仮に整備管理者が職務を怠り、自動車の点検整備に係る事故が発生した場合は、整備管理者が直接的に責任を負うことになります。

なお、自動車の使用者は、整備管理者を選任した後においても常に整備管理者の職務及び自動車の点検整備が適切に実施されるよう注意と監督をすべき責任があります。

また、地方運輸局長は、整備管理者が道路運送車両法等に違反した場合には、自動車の使用者等に対して整備管理者の解任を命ずることができることになっています。

このようなことから、整備管理者は、職務の重要性と自己の責務を十分認識し、その職務を的確に遂行する必要があります。

【参考資料1】

《関東管内における自動車運送事業者の監査実施状況、整備管理関係の指摘事項》

1. 自動車運送事業者の監査実施状況

業態別の監査処分状況

業態別	監査の種類	監査実施事業者数	処分事業者数	車両の使用停止		事業の停止		許可取消し
				事業者数	事業者数	事業者数	事業者数	
バス	特別監査	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0	0	0	
	臨店監査	187 (190)	120 (90)	45 (20)	1	0	0	
	呼出監査	10 (6)	6 (18)	6 (13)	0	0	0	
	小計	197 (197)	126 (109)	51 (34)	1	0	0	
ハイタク	特別監査	2 (1)	1 (0)	1 (0)	0	0	0	
	臨店監査	65 (94)	59 (50)	43 (29)	0	0	0	
	呼出監査	28 (84)	46 (32)	32 (18)	0	0	0	
	小計	95 (179)	106 (82)	76 (47)	0	0	0	
トラック	特別監査	3 (4)	2 (3)	1 (0)	1	0	0	
	臨店監査	183 (192)	146 (107)	108 (81)	7	0	0	
	呼出監査	62 (85)	51 (45)	45 (42)	0	0	0	
	小計	248 (281)	199 (155)	154 (123)	8	0	0	
合計	特別監査	5 (6)	3 (4)	2 (1)	1	0	0	
	臨店監査	435 (476)	325 (247)	196 (130)	8	0	0	
	呼出監査	100 (175)	103 (95)	83 (73)	0	0	0	
	合計	540 (657)	431 (346)	281 (204)	9	0	0	

注1：監査実施事業者数は令和5年度に実施した事業者数を、処分事業者数等は令和5年度に処分した事業者数等を示す。

2：処分事業者数には、警告・勧告を含む。

3：車両の使用停止事業者数及び事業の停止事業者数は、処分事業者数の内数である。

4：()内は令和4年度を示す。

5：呼出監査欄は、行政処分等に基づく改善状況の確認のための呼出監査を含まない。

2. 整備管理関係の指摘事項

指摘事項	バス (126)		ハイタク (106)		トラック (199)		合計 (431)	
	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)
整備管理者の未選任	0	-	0	-	1	0.5	1	0.2
整備管理者の選任未届出	4	3.2	2	1.9	6	3.0	12	2.8
整備管理者の研修未実施	6	4.8	11	10.4	32	16.1	49	11.4
整備不良車両等	0	-	0	-	0	-	0	-
日常点検未実施	0	-	0	-	1	0.5	1	0.2
無車検運行	1	0.8	3	2.8	5	2.5	9	2.1
定期点検整備等未実施	12	9.5	18	17.0	80	40.2	110	25.5
点検整備記録簿未記載等	1	0.8	6	5.7	9	4.5	16	3.7
整備管理者の解任命令	0	-	0	-	0	-	0	-
合計	24		40		134		198	

注1：業態別欄の()内は監査処分事業者数を示し、比率(%)は監査処分事業者に対する指摘割合を示す。

注2：■は、各業態中でもっとも多い指摘事項を示す。

注3：同じ指摘事項を複数指摘される場合があるため、指摘件数は必ずしも事業者数ではない。

【参考資料2】

《行政処分等の基準（車両管理抜粋）》

別表
一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準（車両管理抜粋）

適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反
運輸規則第45条 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なもの及び4を除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用 4 ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの(注) (注) ・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確實に行われていたことの証明があった場合を除く。 ・車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数
(車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。	通達本文4.(1)②及び5.(1)③による	
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①未記載3枚以下 ②未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 警告 60日車	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし	通達本文4.(1)②へ及び5.(1)③による	
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	警告 40日車	10日車 80日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車
運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第15条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第27条、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。	

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準(車両管理抜粋)

適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反
運輸規則第45条 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なもの及び4を除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用 4 ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの(注) (注) ・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていたことの証明があった場合を除く。 ・車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数
(車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあつては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあつては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。		
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①未記載3枚以下 ②未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 警告 60日車 警告 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 6日車×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし		通達本文4.(1)②チ及び5.(1)③による
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	警告 60日車	10日車 120日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車
運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反		運輸規則第15条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第28条、第28条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準(車両管理抜粋)

新			
適用条項	違反行為	初違反	基準日車等 再違反
運輸規則第45条 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし	通達本文4.(1)④及び6.(1)⑥による	
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	警告 40日車	10日車 80日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
(車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。		
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①未記載3枚以下 ②未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 警告 60日車 警告 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車
運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。	

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」
(車両管理抜粋)

適用条項	違反行為	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
法第17条第1項第2号 安全規則第3条の3 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40～43条、第47条)	事業用自動車の安全性の確保義務違反 点検整備違反 整備不良車両等 1 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なもの及び4を除く。) 2 不正改造のもの(速度抑制装置又は速度制限(NR)装置の機能不良を故意に放置したものを含める。) 3 自動車から排出される素素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用 4 ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの(注)	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車	
	(注) ・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に実行されていることの証明があった場合を除く。 ・車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。			
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ① 未実施回数6回未満 ② 未実施回数6回以上15回未満 ③ 未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数	
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任違反 整備管理者選任なし	局長通達5(1)④及び6(1)④による		
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	
(車両法第52条)	整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出 ① 選任(変更)の未届出に係るもの ② 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車	
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数	
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車	
(車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ① 未実施1回 ② 未実施2回 ③ 未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。			
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 警告 60日車	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車	
第3条の4	点検等のための施設の不備	警告	10日車	
第3条の5	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車	

6. 整備管理者解任命令

整備管理者が道路運送車両法若しくは道路運送車両法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、自動車の使用者に対し、整備管理者の解任を命ずることができる規程が設けられています。(道路運送車両法第53条)

また、整備管理者を解任されると解任の日から2年(道路運送車両法施行規則第31条の3第1号及び第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては5年)を経過しない者を選任することができません。

整備管理者に以下のような事例が発生した場合には、解任命令の対象となることがあります。

なお、以下でいう「事故」とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第1号、第3号、第11号及び第12号に定めるものをいいます。

- (1) 整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であつて、その調査の結果、当該自動車について日常点検整備、定期点検整備等が適切に行われていなかったことが判明した場合
- (2) 整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であつて、その調査の結果、整備管理者が日常点検の実施方法を定めていなかった、運行可否の決定をしていなかった等、整備管理規程に基づく業務を適切に行っていないことが判明した場合
- (3) 大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故が発生した場合であつて、過去3年以内に同事故が発生していた場合(自動車運送事業者にあつては、行政処分等の基準における、「ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する車輪脱落事故が発生したもの」の再違反の適用を受ける場合とし、自動車運送事業者以外にあつては、同処分基準を適用する場合と同等と認められる場合とする。)
- (4) 整備管理者が自ら不正改造を行っていた場合、不正改造の実施を指示・容認した場合又は不正改造車の使用を指示・容認した場合
- (5) 選任届の内容に虚偽があり、実際には資格要件を満たしていなかったことが判明した場合又は選任時は資格要件を満たしていたものの、その後、資格要件を満たさなくなった場合
- (6) 日常点検に基づく運行の可否決定を全く行わない、複数の車両について1年以上定期点検を行わない、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない等、整備管理者としての業務の遂行状態が著しく不適切な場合

【参考】

○道路運送車両法第53条

地方運輸局長は、整備管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、大型自動車使用者等に対し、整備管理者の解任を命ずることができる。

整備管理者の解任命令事例

事例

解任命令の理由：

道路運送車両法第40条及び同法第41条の規定違反

(法第40条：自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。1. 長さ、幅及び高さ 2. ～9. 略)

(法第41条：自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

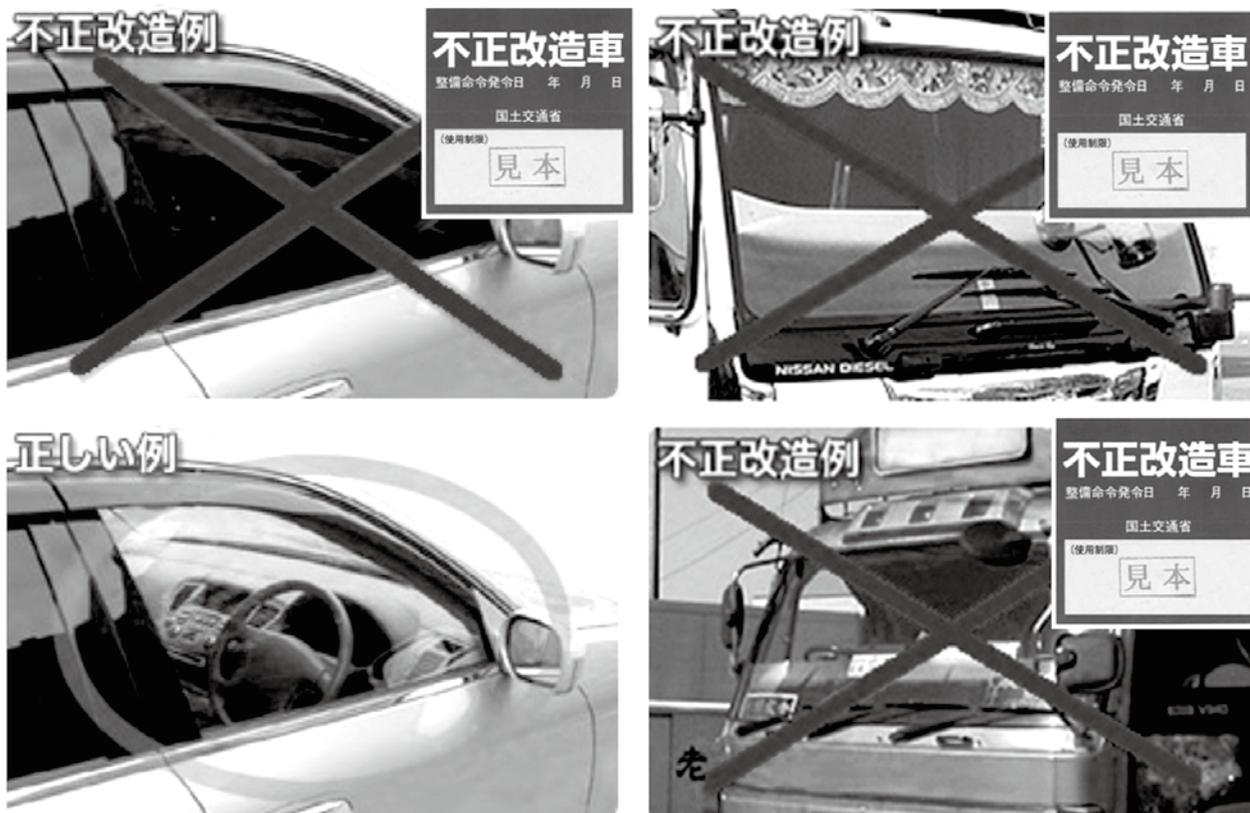
1. 原動機及び動力伝達装置 2. ～20. 略)

内容：

一般（臨店）監査を実施した際、営業所に配置されている車両が保安基準不適合状態（不正改造状態）であることが確認されたため、整備命令書を発令した。

その後の調査により、整備管理者は当該車両に対して自ら保安基準に適合しなくなるような改造を行ったこと及び当該車両が不正改造状態である事実を認識していながら運行の可否決定をして出庫させていたことから、道路運送車両法第40条及び同法第41条の規定違反を確認した。

【参考】不正改造例及び整備命令標章（見本）



【参考】整備管理者解任命令書

関自監貨第〇〇号の2

整備管理者解任命令書

〇〇〇〇 株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

貴社が経営する一般貨物自動車運送事業について、令和〇〇年〇月〇日に監査を実施し、整備管理に関する業務について検査した結果、道路運送車両法第47条の2及び同法第48条の規定に違反していた事実が認められたので、道路運送車両法第53条の規定に基づき、下記の整備管理者の解任を命ずる。

なお、整備管理者の解任を行った後は、その旨を〇〇運輸支局長に対し速やかに届け出されたい。

記

整備管理者氏名 〇〇 〇〇
生 年 月 日 昭和〇〇年〇月〇日

令和〇〇年〇月〇日

関 東 運 輸 局 長

〇 〇 〇 〇

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示)

この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

また、行政事件訴訟法に基づき、不服申し立ての手続きを経ずに、処分を知った日から6ヶ月以内に国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、訴訟においては国を代表する者は法務大臣になります。(処分があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

関 東 運 輸 局

7. 整備管理者の研修

(1) 整備管理者＜選任前＞研修

整備管理者は、自動車の点検・整備等、自動車の管理に関する業務を的確に処理する必要があり、自動車の安全性を確保するための整備技術、自動車の管理能力等が求められています。

整備管理者になろうとする者は、これらの能力などが求められてるとともに道路運送車両法等の法令の基礎的な知識を有していることが必要であることから、当該研修において、これらの能力や知識を具備してもらうこととしています。

なお、自動車整備士技能検定の合格者については、整備管理者としての能力を有していると解されることから、選任前研修の修了は必要がないとしています。

(2) 整備管理者＜選任後＞研修

整備管理者は、自らの職務の遂行のために必要な知識の習得や能力の向上に普段から努めなければならぬことはもちろんですが、法令により自動車運送事業者は、選任した整備管理者であって、次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受講させることが義務づけられています。

- 一 整備管理者として新たに選任した者
- 二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5及び旅客自動車運送事業運輸規則第46条)

選任後研修は、自動車運送事業者が選任している整備管理者が、選任後、自動車技術の進歩及び保安基準や法定点検項目の改正等の法令改正その他の自動車を取り巻く環境の変化について受講することにより、整備管理者としての管理能力を維持・向上、また、適切に自動車の点検・整備を行わせるために必要な知識の習得の場となります。

このため、自動車運送事業者は、選任している整備管理者の研修の受講状況について、一覧表などにより常に把握しておくとともに、地方運輸局の研修の実施予定を基にした研修の受講計画を立てるなどして、受講漏れがないようにする必要があります。

8. 整備管理者表彰制度

整備管理業務において優良であると認められる者を表彰することにより、安全意識の更なる高揚と整備管理業務の一層の徹底を図り、もって自動車運送事業の輸送の安全性を確保することを目的とする表彰制度を平成24年度から実施している。

○主な表彰基準

(1) 運輸支局長表彰

- ① 自動車運送事業の整備管理者として10年（うち現在の事業者で5年）以上従事していること
- ② 整備管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善等の功績を有し、整備管理者の業務を適確に実施し、勤務状態等が優良であること
- ③ 5年以上、道路交通法第108条の34に基づく通知がなされる事故（装置の故障が主原因である場合に限る。）又は自動車事故報告規則第2条第6号及び7号（タイヤ脱輪に限る。）に規定する事故（点検整備が不適切であった場合に限る。）に係る整備管理上最も

責任ある者に該当しないこと 等

(2) 運輸局長表彰

- ① 運輸支局における整備管理者表彰を受賞した者
- ② 自動車運送事業の整備管理者として15年（うち現在の事業者で10年）以上従事していること
- ③ (1) ②及び③に同じ

○表彰手続き

- ・事業者は、候補者が要件に該当する旨を証する書面を作成。
- ・事業者が加入する事業者団体の長の推薦を要する。

○その他

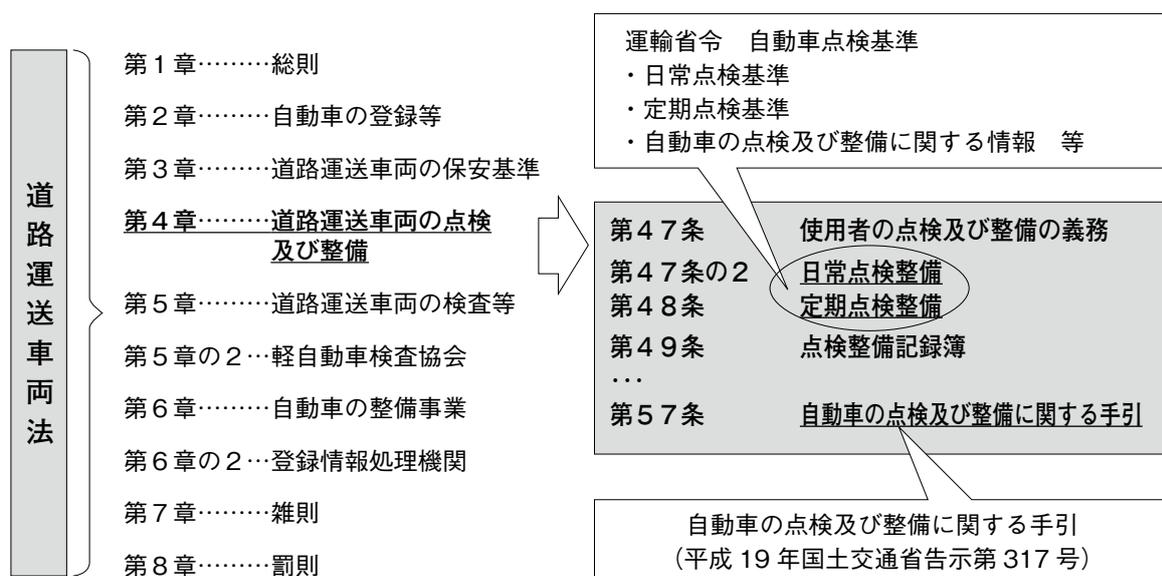
- ・候補者が形式上偏在することを防止するため、各業種から幅広く選考することとし、同一事業者から、同時に、多数の候補者を推薦することは避けるものとする。
- ・事業者において事故・事件が最近あった場合、訴訟が継続中の場合等にあつては、一定期間表彰を行わない。

V. 自動車の点検整備 (日常点検・定期点検) の内容

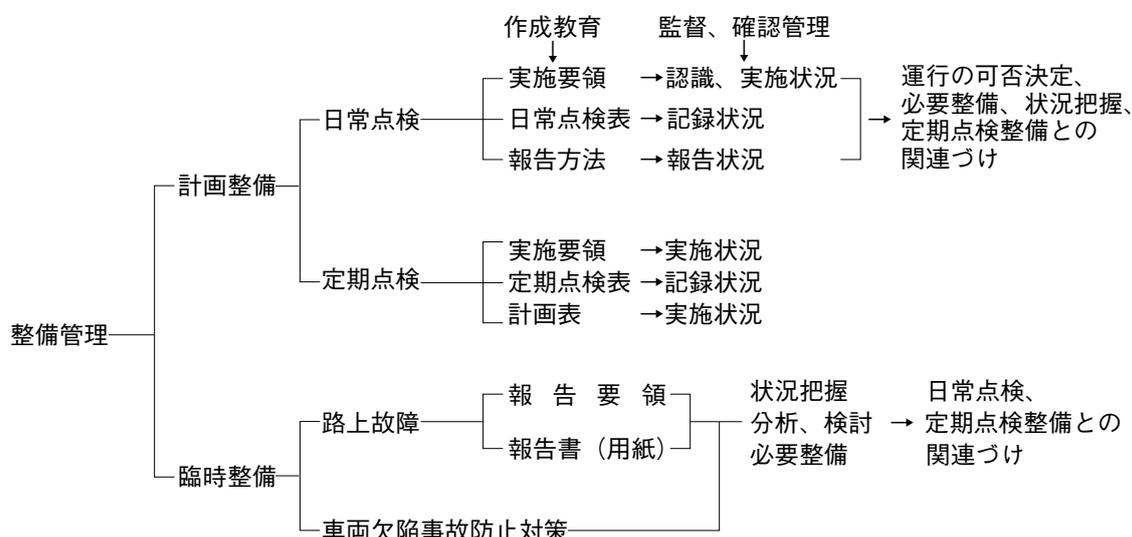
1. 点検・整備の義務、目的及び体系等

自動車の使用者は、道路運送車両法第47条の2の日常点検整備及び第48条の定期点検整備とあわせ、自動車製作者等の提供する点検及び整備に関する情報等も参考として、自動車の点検をし、及び必要に応じて整備を行うことにより、自動車を保安基準に適合するように維持する義務があります。

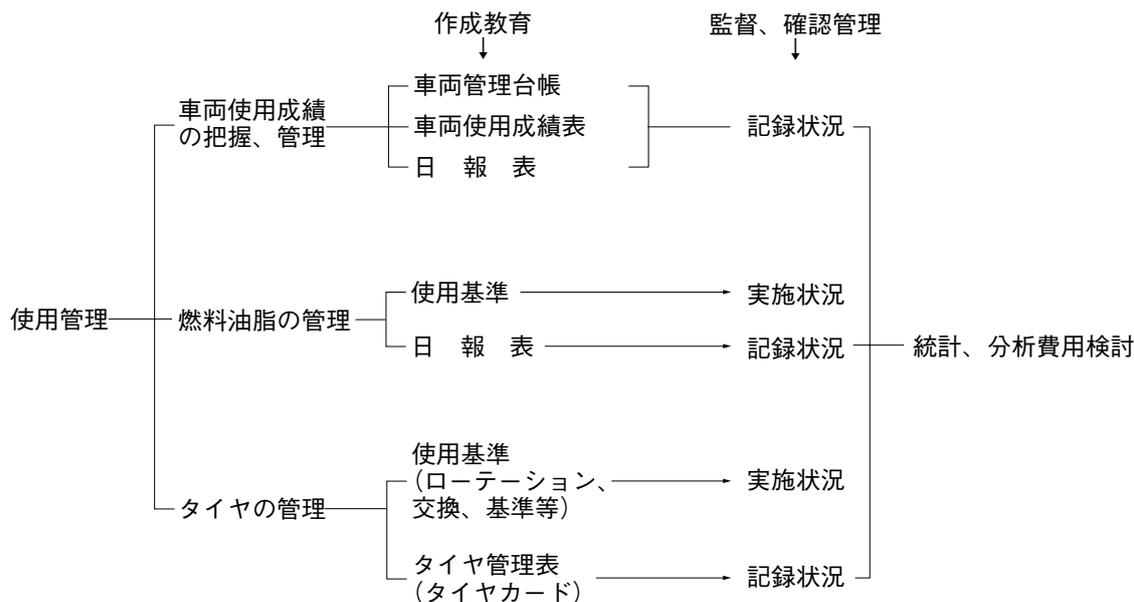
(1) 点検・整備の体系



(2) 整備管理の体系



(3) 使用管理の体系



2. 日常点検整備と定期点検整備

日常点検整備及び定期点検整備の内容及び項目は自動車点検基準で定められています。

(1) 日常点検整備

事業用自動車等の自動車の使用者又は自動車を運行する者は、日々の自動車の安全を確保するため、1日1回、その運行の開始前において、目視等により日常点検を実施しなければなりません。

整備管理者は、運転者に対し、日常点検表等をもとに、点検箇所、点検方法、点検結果の判定について十分な教育を行う必要があります。

また、整備管理者は、運転者に運行の開始前に点検を実施させ、その結果を報告させる等により自動車の状態を確認し、運行が可能かどうか決定しなければなりません。

なお、不具合箇所が報告されたときは、その状態を修復させるための整備を行った後に運行させますが、その際、運行の中止等が生じますので、運行管理者(配車係等)との連携が必要です。

点検項目は、自動車点検基準別表第1に定められています。

自動車点検基準 別表第1
(事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準)

点検箇所	点 検 内 容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 4 溝の深さが十分であること。(※1) 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。(※2)
3 バッテリー	液量が適当であること。(※1)
4 原動機	1 冷却水の量が適当であること。(※1) 2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。(※1) 3 エンジン・オイルの量が適当であること。(※1) 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。(※1) 5 低速及び加速の状態が適当であること。(※1)
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウインド・ウォッシャー及びワイパー	1 ウインド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。(※1) 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。(※1)
7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

(注) ① (※1) 印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
 ② (※2) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

(2) 定期点検整備

自動車は、運行することによって各部品・装置に衝撃を受け、材質の疲労による損傷、締め付け部の緩み、取り付け部の脱落等が生じ、また、経年変化による部材の劣化等により、その状態が変化します。

そのまま放置すると、路上故障の発生が危惧され、車両故障の内容によっては、事故となるおそれもあります。

特に、高速道路における高速走行時の車両故障は、大きな事故となる危険性を秘めており、また、道路上での立ち往生は、他の交通の障害となるばかりか、二次災害的事故を誘発する原因ともなります。

このようなことを防ぐため、事業用自動車等の使用者は自動車の走行距離等の使用条件を考慮して点検基準を作成し、これに基づき整備管理者が定期点検整備の実施計画を定め確実に実施しなければなりません。

また、定期点検整備を実施したときは、点検整備を実施した年月日、点検の結果等を点検整備記録簿に記載し、営業所又は事務所において点検整備記録簿の写し又は電子的記録等のこれと同等と認められるものを営業所又は事務所において1年間保存しなければなりません。

事業用自動車等については、3ヶ月毎に定期点検を確実に実施しなければなりません。

点検項目は、トレーラ以外については自動車点検基準別表第3に、トレーラについては自動車点検基準別表第4に定められています。

自動車点検基準

別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条、第五条関係)

点検箇所	点検時期	3月ごと	12月ごと(3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
かじ取り装置	ハンドル		操作具合
	ギヤ・ボックス		1 油漏れ 2 取付けの緩み
	ロッド及びアーム類	緩み、がた及び損傷(*2)	ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	ナックル	連結部のがた(*2)	
	かじ取り車輪		ホイール・アライメント
	パワー・ステアリング装置	1 ベルトの緩み及び損傷 2 油漏れ及び油量(*2)	取付けの緩み
制動装置	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	リザーバ・タンク	液量	
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ		機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	機能
	ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ及びリレー・バルブ		機能
	倍力装置		1 エア・クリーナの詰まり 2 機能
	ブレーキ・カム		摩耗
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	1 ドラムとライニングとのすき間 2 シューの摺動部分及びライニングの摩耗(*2)	ドラムの摩耗及び損傷
	バック・プレート		バック・プレートの状態
	ブレーキ・ディスク及びパッド	1 ディスクとパッドとのすき間(*2) 2 パッドの摩耗(*2)	ディスクの摩耗及び損傷
	センタ・ブレーキ・ドラム及びライニング	1 ドラムの取付けの緩み 2 ドラムとライニングとのすき間	1 ライニングの摩 2 ドラムの摩耗及び損傷
	二重安全ブレーキ機構		機能

走行装置	ホイール	1 タイヤの状態 (*2) 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み 3 フロント・ホイール・ベアリングのがた (*2)	1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 (*3) 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	コイル・サスペンション		1 スプリングの損傷 2 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	エア・サスペンション	1 エア漏れ 2 ベローズの損傷 (*2) 3 取付部及び連結部の緩み及び損傷 (*2)	レベリング・バルブの機能
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	
動力伝達装置	クラッチ	1 ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間 2 作用 3 液量	
	トランスミッション及びトランスファ	油漏れ及び油量 (*2)	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	連結部の緩み (*2)	1 自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷 2 継手部のがた 3 センタ・ベアリングのがた
	デファレンシャル	油漏れ及び油量 (*2)	
電気装置	点火装置	1 点火プラグの状態 (*2) (*4) 2 点火時期 (*7)	ディストリビュータのキャップの状態
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	
	電気配線	接続部の緩み及び損傷	
原動機	本体	1 エア・クリーナ・エレメントの状態 (*2) 2 低速及び加速の状態 3 排気の状態	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付状態
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置	燃料漏れ	
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷	水漏れ
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		1 メターリング・バルブの状態 2 配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		1 配管等の損傷 2 チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3 チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2 二次空気供給装置の機能 3 排気ガス再循環装置の機能 4 減速時排気ガス減少装置の機能 5 配管の損傷及び取付状態
警音器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施設装置作用			作用

エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み及び損傷(*2)	マフラの機能
エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ及びアンローダ・バルブの機能
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	1 導管及び継手部のガス漏れ及び損傷 2 ガス容器及びガス容器附属品の損傷(*8)	ガス容器取付部の緩み及び損傷
車枠及び車体	1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷 3 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷(*3) 4 スペアタイヤの取付状態(*3) 5 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷(*3)	
連結装置		1 カプラの機能及び損傷 2 ピントル・フックの摩耗、亀裂及び損傷
座席		座席ベルトの状態(*1)
開扉発車防止装置		機能
その他	シャシ各部の給油脂状態	(*5) (*6) 車載式故障診断装置の診断の結果

(注)

- 1 (*1) 印の点検は、人の運送の用に供する自動車に限る。
- 2 (*2) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。
- 3 (*3) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
- 4 (*4) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。
- 5 (*5) 印の点検は、大型特殊自動車を除く。
- 6 (*6) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、衝突被害低減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第74号)に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)の点検をもって代えることができる。
- 7 (*7) 印の点検は、ディストリビュータを有する自動車に限る。
- 8 (*8) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。

別表第4（被牽引自動車の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検時期		3月ごと	12月ごと (3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
点検箇所			
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	機能
	リレー・エマージェンシ・バルブ		機能
	ブレーキ・カム		摩耗
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	1 ドラムとライニングとのすき間 2 シューの摺動部分及びライニングの摩耗(*1)	ドラムの摩耗及び損傷
	バック・プレート		バック・プレートの状態
	ブレーキ・ディスク及びパッド	1 ディスクとパッドとのすき間(*1) 2 パッドの摩耗(*1)	ディスクの摩耗及び損傷
走行装置	ホイール	1 タイヤの状態(*1) 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷(*2) 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	エア・サスペンション	1 エア漏れ 2 ベローズの損傷(*1) 3 取付部及び連結部の緩み並びに損傷(*1)	レベリング・バルブの機能
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	
エア・コンプレッサ		エア・タンクの凝水	
車枠及び車体		1 緩み及び損傷 2 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷(*2) 3 スペアタイヤの取付状態(*2) 4 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷(*2)	
連結装置			1 カプラの機能及び損傷 2 キング・ピン及びビルネット・アイの摩耗、亀裂及び損傷
その他		シャシ各部の給油脂状態	

(注)

- 1 (*1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。
- 2 (*2) 印の点検は、車両総重量8トン以上の自動車に限る。

(3) 日常点検整備の実務

○点検時の要点

①冷却水量

- ・補給しても短時間で再び減少するときは、冷却システムからの水漏れの恐れがある。
- ・ラジエター・キャップから冷却水を補給する時は、エンジンが冷えている状態で行う。

②エンジン・オイル

- ・補給時は、オイル・レベル・ゲージの「MAX」の位置以上にエンジン・オイルを入れないように注意する。
- ・オイルの色・粘度を見て劣化具合を確認する。
- ・オイルをこぼさないように注意する。万一こぼした場合には引火の恐れもあるので、きれいに清掃する。

③タイヤの空気圧、ホイール・ホイール・ナット等の状態

- ・タイヤ・ゲージや点検ハンマで空気圧をチェックする。空気圧はドアピラー部の標準空気圧プレートを見て調整する。
- ・ホイールに損傷がないか? ホイール・ナット等は適正トルクで締め付けられているか?を確認する。

④タイヤの溝の深さ・損傷、異物の有無

- ・タイヤのスリップサイン表示位置(▲位置)の摩耗限度表示を参考にする。なお、高速道路等を走行する場合は残り溝の深さの限度が異なる。(小型トラック用タイヤ:2.4mm、トラック及びバス用タイヤ:3.2mm)
- ・タイヤ全体を見て損傷がないか?異物が刺さっていないか?を確認する。

⑤バッテリー液量

- ・補充時は、「UPPER」レベルを超えないように注意する。

⑥ブレーキ液量

- ・ブレーキ液量が著しく減っているときは、配管からの漏れが考えられる。
- ・ブレーキ液の点検及び補給時にゴミ、ホコリ並びに水分等の他の異物が入り込まないように注意する。

⑦パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ

- ・引きしろのノッチ数(カチカチ音)は各自動車メーカーの取扱説明書を参照する。

⑧ウインド・ウォッシャの液量・噴射状態

- ・ウォッシャ液があるにもかかわらず噴射しない時は、ウォッシャ・ノズルの穴を細い針で清掃し、詰まりを取り除く。
- ・ウォッシャ・タンク内が空のまま作動させるとモーターを破損する恐れがある。

※次頁に日常点検表(大型車の例)を掲載しましたので参考にしてください。

(4) 定期点検整備の実務

予防整備ガイドラインを活用して、車両の故障を未然に防止しましょう。

定期点検整備計画（実施）表等を作成し、計画的に定期点検を実施します。実施したときには、その旨及び実施者等を記入し、実施状況を把握します。（電子的に管理することも可能です。）

また、自動車の使用者は、定期点検記録簿を自動車に備え置き、定期点検整備を実施したときは、点検の年月日、点検結果等を定期点検記録簿に記載し、1年間保存しなければなりません。なお、その写しを営業所又は事務所においても1年間保存することが必要です。

事業用自動車等の定期点検整備計画（実施）表（例）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
品川〇〇 あ 1234	予定			○8			◎10			○6			○11	
	実績			8日印			10日印							
品川〇〇 あ 5678	予定		○10			◎8			○20			○3		
	実績		12日印			7日印								
品川〇〇 あ 9876	予定		○13			○8			○20			◎15		
	実績		13日印			25日印								
品川〇〇 あ 5432	予定	○17			◎12			○20			○19			
	実績	17日印			15日印			18日印						
. .	予定													
	実績													

記入要領：3月ごとの定期点検「○」12月ごとの定期点検「◎」
印：実施者の印（又はサイン等）

自動車の区分によって定期点検の実施時期や自動車検査証の有効期間が異なるので、個々の自動車毎に把握しておきます。定期点検整備の実施に伴い、

- ・タイヤのローテーション
- ・冷却水の交換
- ・ブレーキ・オイルの交換
- ・エンジン・オイル及びオイル・フィルタの交換
- ・エア・クリーナ・エレメントの清掃あるいは交換
- ・その他必要な箇所の点検整備等

についても計画的に実施することが必要です。

(5) 定期点検と特定整備

定期点検の実施は、点検基準にそって実施しますが、特定整備を行わなければ点検できない箇所や、点検の結果により特定整備が必要となる場合があります。自動車運送事業者が、有償・無償に関わらず、繰り返しまたは反復的に自社車両の特定整備を行う場合でも未認証行為に該当します。定期点検整備時や、臨時整備等で特定整備に該当する作業を行う場合は、地方運輸局長の認証を受けなければなりません。

【参考】

○ 道路運送車両法第78条（認証）

自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

○ 道路運送車両法第109条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

1. ～10. (略)

11. 第78条第1項の規程による認証を受けずに自動車特定整備事業を営んだ者。

○ 道路運送車両法施行規則第3条（特定整備の定義）

特定整備とは、第1号から第7号までのいずれかに該当するもの（以下「分解整備」という。）

又は第8号若しくは第9号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

一 原動機を取り外して行う自動車整備または改造。

二 動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く）、トランスミッション、プロペラシャフトまたはデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備または改造。

三 走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く）またはリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車（二輪の小型自動車を除く）の整備または改造。

四 かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部またはかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備または改造。

五 制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く）もしくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、または二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備または改造。

六 緩衝装置のシャシばね（コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く）を取り外して行う自動車の整備または改造。

七 けん引自動車または被けん引自動車の連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く）を取り外して行う自動車の整備または改造。

八 次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限り、次号に掲げるものを除く。）

イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー

ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機

ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス

九 自動運転装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

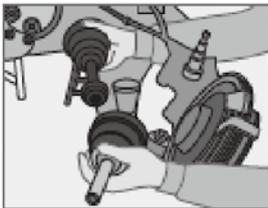
STOP違法整備!!

あなたのクルマは 違法に整備されていませんか？



次のような装置の点検・整備(特定整備)は、国の認証を受けた工場でのみできます！

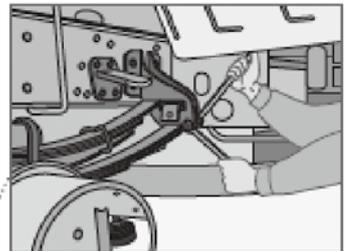
2 動力伝達装置
(ドライブシャフトなどの脱着)



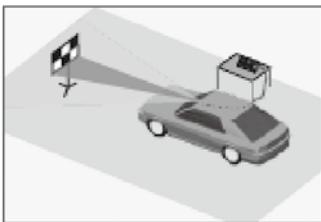
1 原動機 (エンジン脱着)



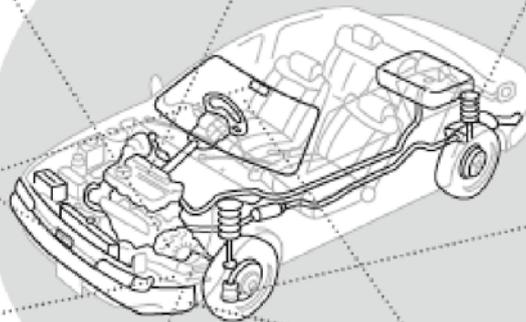
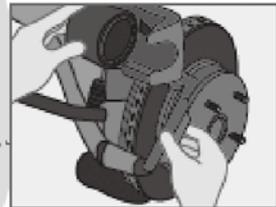
6 緩衝装置
(リーフスプリング脱着)



7 運行補助装置
(自動ブレーキ用カメラ
の調整など)



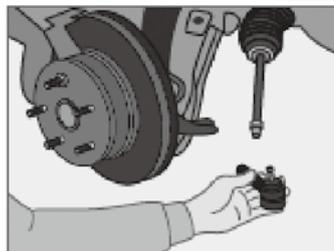
5 制動装置
(ブレーキパッドなどの交換)



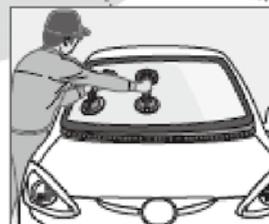
3 走行装置 (ロアアーム脱着)



4 かじ取り装置
(タイロッドエンド脱着)



7 運行補助装置
(自動ブレーキ用のカメラなどが装着されている
窓ガラス・バンパーなどの脱着)



8 自動運行装置
(レベル3以上の自動運転を行うための
装置に係る整備・改造)

未認証行為は、道路運送車両法違反です!!

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに、業として自動車の特定整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

道路運送車両法 第七十八条（認証）

自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

道路運送車両法 第百九条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。（十一）第七十八条第一項の規定による認証を受けずに自動車特定整備事業を営んだ者

(6) 自動車車庫の管理

自動車の車庫は、自動車が運行していない場合、常に収容しておくとともに次の運行の準備、点検、清掃、給油などを行うところです。能率的に作業ができるよう器具並びに施設の配置などに配慮して、より良い車両管理の環境を築きあげることが必要です。なお、自動車点検基準には次のように定められています。

(自動車車庫の基準)

第6条 法第56条の技術上の基準は次のとおりとする。

1. 自動車車庫は、自動車車庫以外の施設と明りょうに区画されていること。
2. 自動車車庫の面積は、常時保管しようとする自動車について、第一条に定める日常点検並びに当該自動車の清掃及び調整が実施できる十分な広さを有すること。
3. 自動車車庫は、次の表に掲げる測定用器具、作業用器具、工具及び手工具（当該自動車車庫に常時保管しようとするすべての自動車に備えられているものを除く。）を有すること。

測定用器具	作業用器具、工具	手工具
イ 物さし又は巻尺 ロ タイヤ・ゲージ ハ タイヤ・デプス・ゲージ ニ (蓄電池の充放電の測定具)	イ ジャッキ又はリフト ロ 注油器 ハ ホイール・ナット・レンチ ニ 輪止め ホ (タイヤの空気充てん具) ヘ (グリース・ガン) ト (点検灯) チ (トルク・レンチ)	イ 両口スパナ ロ ソケット・レンチ ハ プラグ・レンチ ニ モンキー・レンチ ホ プライヤ ヘ ペンチ ト ねじ回し チ (ハンド・ハンマ) リ (点検用ハンマ)
プラグ・レンチについては、ジーゼル自動車のための車庫には適用しない。 括弧内のものは、有していることが望ましいものを示す。		

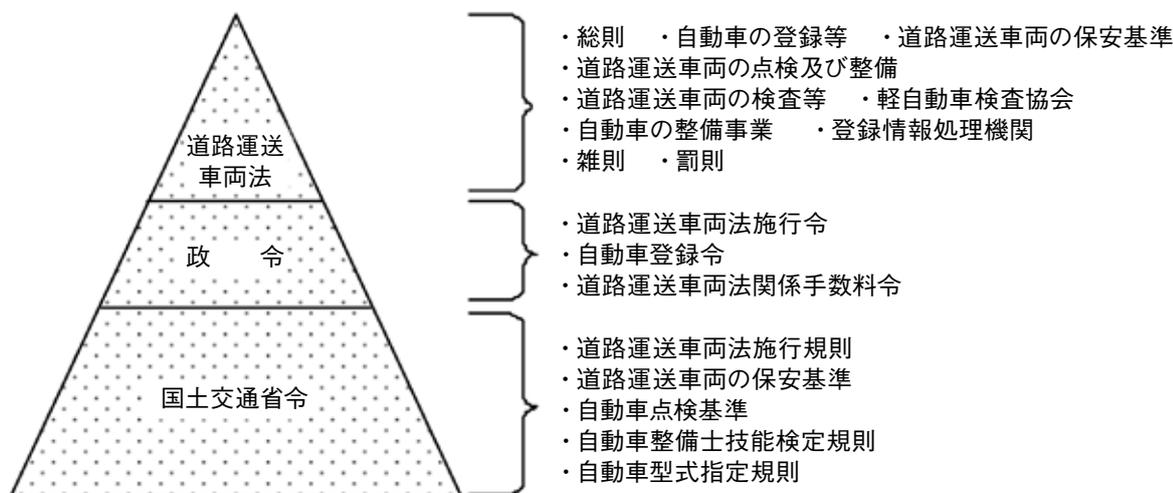
VI. 車両管理上必要な関係法令

1. 道路運送車両法の目的・体系

(1) 道路運送車両法の目的

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

(2) 道路運送車両法の体系



2. 車両管理上必要な法、施行令、施行規則、保安基準及び自動車点検基準

(1) 道路運送車両法

	車 両 法	省 令	関係告示・通達
登 録 関 係	第2条(定義)	施行規則第1条(原動機付自転車の範囲及び種別)	
	第3条(自動車の種別)	施行規則第2条(自動車の種別)別表第1	
	第11条(自動車登録番号標の封印等)	施行規則第7条(自動車登録番号標の取付け位置) 施行規則第8条(封印) 登録規則第13条(自動車登録番号)別表第1、第2、第3	
	第12条(変更登録)	登録令第40条(変更登録)	
	第13条(移転登録)		
	第14条(自動車登録番号の変更)		
	第19条(自動車登録番号標等の表示の義務)	施行規則第8条の2(自動車登録番号標等の表示)	
	第28条の3(封印の取付けの委託)	施行規則第13条(封印取付け受託者の要件)	
	第29条(車台番号等の打刻)	施行規則第27条(打刻の届出)	

	<p>第 32 条 (職権による打刻等)</p> <p>第 34 条 (臨時運行の許可)</p> <p>第 35 条 (許可基準等)</p> <p>第 36 条 (臨時運行許可番号標表示等の義務)</p> <p>第 36 条の 2 (回送運行の許可)</p>	<p>施行規則第 30 条 (国土交通大臣の指定)</p> <p>施行規則第 20 条 (臨時運行の許可)</p> <p>施行規則第 23 条 (臨時運行許可証の表示)</p> <p>施行規則第 26 条の 2 (許可基準)</p> <p>施行規則第 26 条の 5 (回送運送許可証の表示等)</p>	<p>S36.11.25 自車第 880 号「自動車検査業務等実施要領」(第 2 章 職権による打刻等)</p>
保安基準関係	<p>第 40 条 (自動車の構造)</p> <p>第 41 条 (自動車の装置)</p> <p>第 42 条 (乗車定員又は最大積載量)</p> <p>第 43 条 (自動車の保安上の技術基準についての制限の附加)</p> <p>第 44 条 (原動機付自転車の構造及び装置)</p> <p>第 45 条 (軽車両の構造及び装置)</p> <p>第 46 条 (保安基準の原則)</p>	<p>保安基準第 2 章</p> <p>保安基準第 3 章</p> <p>保安基準第 4 章</p>	<p>S36.11.25 自車第 880 号「自動車検査業務等実施要領」他通達 (検査関係参照)</p>
点検整備関係	<p>第 47 条 (使用者の点検及び整備の義務)</p> <p>第 47 条の 2 (日常点検整備)</p> <p>第 48 条 (定期点検整備)</p> <p>第 49 条 (点検整備記録簿)</p> <p>第 50 条 (整備管理者)</p> <p>第 52 条 (選任届)</p> <p>第 53 条 (解任命令)</p> <p>第 54 条 (整備命令等)</p> <p>第 54 条の 2</p> <p>第 55 条 (自動車整備士の技能検定)</p> <p>第 56 条 (自動車車庫に関する勧告)</p> <p>第 57 条 (自動車の点検及び整備に関する手引)</p> <p>第 57 条の 2 (自動車の点検及び整備に関する情報の提供)</p>	<p>点検基準第 1 条 (日常点検基準) 別表第 1、第 2</p> <p>点検基準第 2 条 (定期点検基準) 別表第 3～第 7</p> <p>施行規則第 3 条 (分解整備の定義)</p> <p>施行規則第 39 条 (点検整備記録簿の提示)</p> <p>点検基準第 4 条 (点検整備記録簿の記載事項等)</p> <p>施行規則第 31 条の 3 (整備管理者の選任)</p> <p>施行規則第 31 条の 4 (整備管理者の資格)</p> <p>施行規則第 32 条 (整備管理者の権限等)</p> <p>施行規則第 33 条 (整備管理者の選任届)</p> <p>施行規則第 52 条 (自動車検査証等の提示の命令)</p> <p>点検基準第 5 条 (点検等の勧告に係る基準)</p> <p>検定規則第 2 条 (自動車整備士の種類)</p> <p>検定規則第 3 条 (技能検定の種類)</p> <p>検定規則第 17 条～第 19 条 (1 級～3 級の受験資格)</p> <p>点検基準第 6 条 (自動車車庫の基準)</p> <p>点検基準第 7 条 (自動車の点検及び整備に関する情報)</p>	<p>H7.3.27 自技第 44 号・自整第 60 号「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について」</p> <p>平成 19 年国土交通省告示第 317 号「自動車の点検及び整備に関する手引」</p> <p>S63.11.16 北北整第 274 号「液化石油ガス (LP ガス) を燃料とする自動車の構造基準について」</p> <p>平成 19 年国土交通省告示第 317 号「自動車の点検及び整備に関する手引」</p>

検査関係	第 58 条 (自動車の検査及び自動車検査証)	施行規則第 35 条の 2 (検査対象外軽自動車) 施行規則第 35 条の 3 (自動車検査証の記載事項)	
	第 58 条の 2 (検査の実施の方法)	施行規則第 35 条の 4 (検査の実施の方法) 別表第 2	
	第 59 条 (新規検査)		S38.10.7 自車第 810 号「自動車納税証明書等の取扱いについて」
	第 61 条 (自動車検査証の有効期間)	施行規則第 37 条 (法第 61 条第 1 項及び第 2 項第 1 号の国土交通省令で定める自家用自動車) 施行規則第 44 条 (自動車検査証等の有効期間の起算日)	S36.11.25 自車第 880 号「自動車検査業務等の実施要領」
	第 62 条 (継続検査)	施行規則第 39 条 (点検整備記録簿の提示)	H7.11.16 自技第 234 号・自整第 262 号「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時における取扱いについて」 H7.11.16 自技第 235 号「上記の細部取扱いについて」
	第 66 条 (自動車検査証の備付け等)	施行規則第 37 条の 3 (検査標章) 施行規則第 37 条の 4 (保安基準適合標章の表示)	
	第 67 条 (自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)	施行規則第 38 条 (自動車検査証の記入の申請等)	S50.11.5 自車第 747 号 元 .2.10 地技第 23 号 H8.9.30 自技第 159 号「軽自動車の改造について」
	第 69 条 (自動車検査証の返納等)	施行規則第 39 条の 2 (限定自動車検査証等の返納) 施行規則第 40 条 (自動車検査証保管証明書の交付等)	
	第 70 条 (再交付)	施行規則第 41 条の 2 (検査標章の再交付)	
	第 71 条の 2 (限定自動車検査証等)	施行規則第 43 条の 2 (構造等に関する事項)	
	第 73 条 (車両番号標の表示の義務等)	施行規則第 43 条の 7 (検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示位置)	
	第 74 条の 3 (軽自動車検査協会の検査等)	施行規則第 46 条 (軽自動車検査協会の事務所の管轄区域)	
	第 75 条 (自動車の指定) 第 78 条 (認証) 第 94 条の 5 (保安基準適合証等) 第 94 条の 5 の 2 (限定保安基準適合証) 第 97 条の 2 (自動車税、軽自動車税) 第 98 条 (不正使用等の禁止)		
	その他	第 99 条の 2 (不正改造等の禁止)	

(2) その他関係法令

道路運送法		省 令	関係告示・通達
車両関係	第 22 条 (輸送の安全性の向上)	運輸規則第 45 条 (点検整備等) 運輸規則第 46 条 (整備管理者の研修) 運輸規則第 47 条 (点検施設等) 事故報告規則 事故報告規則 旅客自動車運送事業等報告規則 貨物自動車運送事業報告規則 運送法施行規則第 65 条 (自動車に関する表示)	
	第 27 条 (輸送の安全等)		
	第 29 条 (事故の報告)		
	第 35 条 (事業の管理の受委託)		
	第 79 条の 10 (事故の報告)		
	第 94 条 (報告、検査及び調査)		
	第 95 条 (自動車に関する表示)		
貨物自動車運送事業法		省 令	関係告示・通達
車両関係	第 15 条 (輸送の安全性の向上)	安全規則第 3 条の 3 (点検整備) 安全規則第 3 条の 4 (点検等のための施設) 安全規則第 3 条の 5 (整備管理者の研修) 事故報告規則 貨物自動車運送事業報告規則	
	第 17 条 (輸送の安全)		
	第 24 条 (事故の報告)		
	第 29 条 (輸送の安全に関する業務の管理の受委託)		
	第 60 条 (報告の徴収及び立入検査)		
道路交通法		省 令	関係告示・通達
車両関係	第 62 条 (整備不良車両の運転の禁止)		S35.12.19 自車第 975 号・ 警察庁内交発第 51 号「故障 車両の整備確認の手続等 に関する命令の運用等につ いて」
	第 63 条 (車両の検査等)		
	第 63 条の 2 (運行記録計による記録等)		

<備考>

施行規則：道路運送車両法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 74 号)

登録令：自動車登録令 (昭和 26 年政令第 256 号)

登録規則：自動車登録規則 (昭和 45 年運輸省令第 7 号)

保安基準：道路運送車両の保安基準 (昭和 26 年運輸省令第 67 号)

点検基準：自動車点検基準 (昭和 26 年運輸省令第 70 号)

検定規則：自動車整備士技能検定規則 (昭和 26 年運輸省令第 71 号)

事故報告規則：自動車事故報告規則 (昭和 26 年運輸省令第 104 号)

運送法施行規則：道路運送法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 75 号)

運輸規則：旅客自動車運送事業運輸規則 (昭和 31 年運輸省令第 44 号)

安全規則：貨物自動車運送事業輸送安全規則 (平成 2 年運輸省令第 22 号)

Ⅶ. 車両管理の内容

1. 車両管理の義務及び目的

自動車の使用者は、経済的な運用、車両欠陥による事故防止、整備不良に伴う排気ガス・騒音等の公害防止等のためにも車両を管理することが必要です。

これら自動車の安全確保、公害防止対策としての整備管理と経済的な運用をするための使用管理を合理的に行うことを車両管理と言います。

2. 車両管理の内容と実務

(1) 燃費の管理

燃料の消費は、運転操作・路面状況・交通状況によっても左右されますが、点検整備の実施や運転操作を適切に行うことは燃料消費の節減に大きな効果があります。

- エア・クリーナの清掃や、エンジン・オイルの汚れ・油量等、燃費を悪くしないための点検を実施する。

加速をさせない等のエコドライブテクニックを運転者に指導する。

(2) 油脂の管理

- エンジン・オイルの消費量は、補給量と交換量に分けて把握することが大切です。交換時期は、オイルの劣化程度によって適切に決めなければなりません。潤滑オイルは、良質で安価なものがよいのは当然ですが、使用目的に応じたものを選定する必要があります。

(3) タイヤの管理

- 選定基準、ローテーション等の使用基準を定めて適切に行うこと。特に、当該自動車に使用できるタイヤのサイズ、空気圧、摩耗限度等を把握しておくこと等の確実な管理により無駄がなくなり、タイヤの寿命が延びる等の経費削減にも役立ちます。

Ⅷ. 運転者等に対する指導教育（方法と実務）

運転者及び整備要員に対し十分な指導監督を行うためには、整備管理者自らが、安全の確保についての職務の重要性をよく認識し、事業場で定められている整備管理規程、使用管理上の基準や最新技術の習得に努めて、実務や知識を熟知していなければなりません。

さらには「日常点検はなぜ必要なのか」、「日常点検と定期点検の項目が違うのはどうしてなのか」、また「オイルの消費量が多くなるのはなぜか」、「適正なタイヤ空気圧とは何か」等々を常に考え、確かめる力を養っておく必要があります。

また、近年の経済状況では自動車の使用年数が延長傾向にあることから、自動車の使用実態を把握し、自動車の構造・装置の状態変化を見据えた点検・整備を実施して常に良好な状態を維持することが必要です。

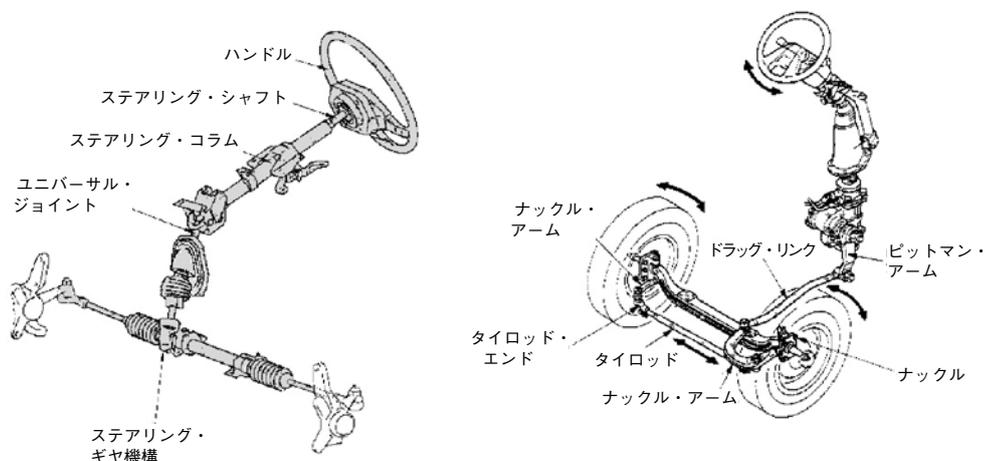
運転者及び整備要員に対して、全般的な指導教育を実施するとともに、1人1人についても適切なアドバイスを与えるなど安全の確保と環境の保全の必要性を正しく理解させて、運転者及び整備要員が自覚を持って業務に精励できるよう、科学的根拠に基づき教育することが重要です。

教育事項としては次のような事項があります。

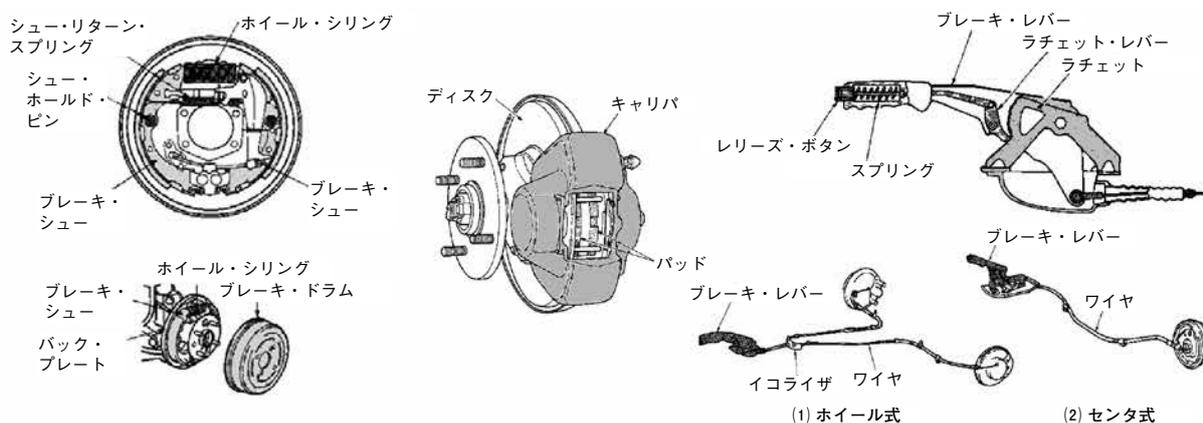
1. 自動車の構造・装置

(主な構造装置)

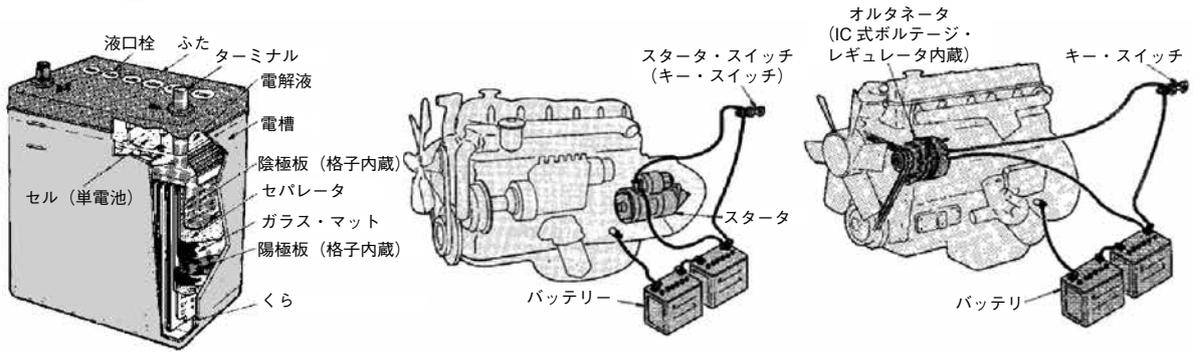
・かじ取り装置



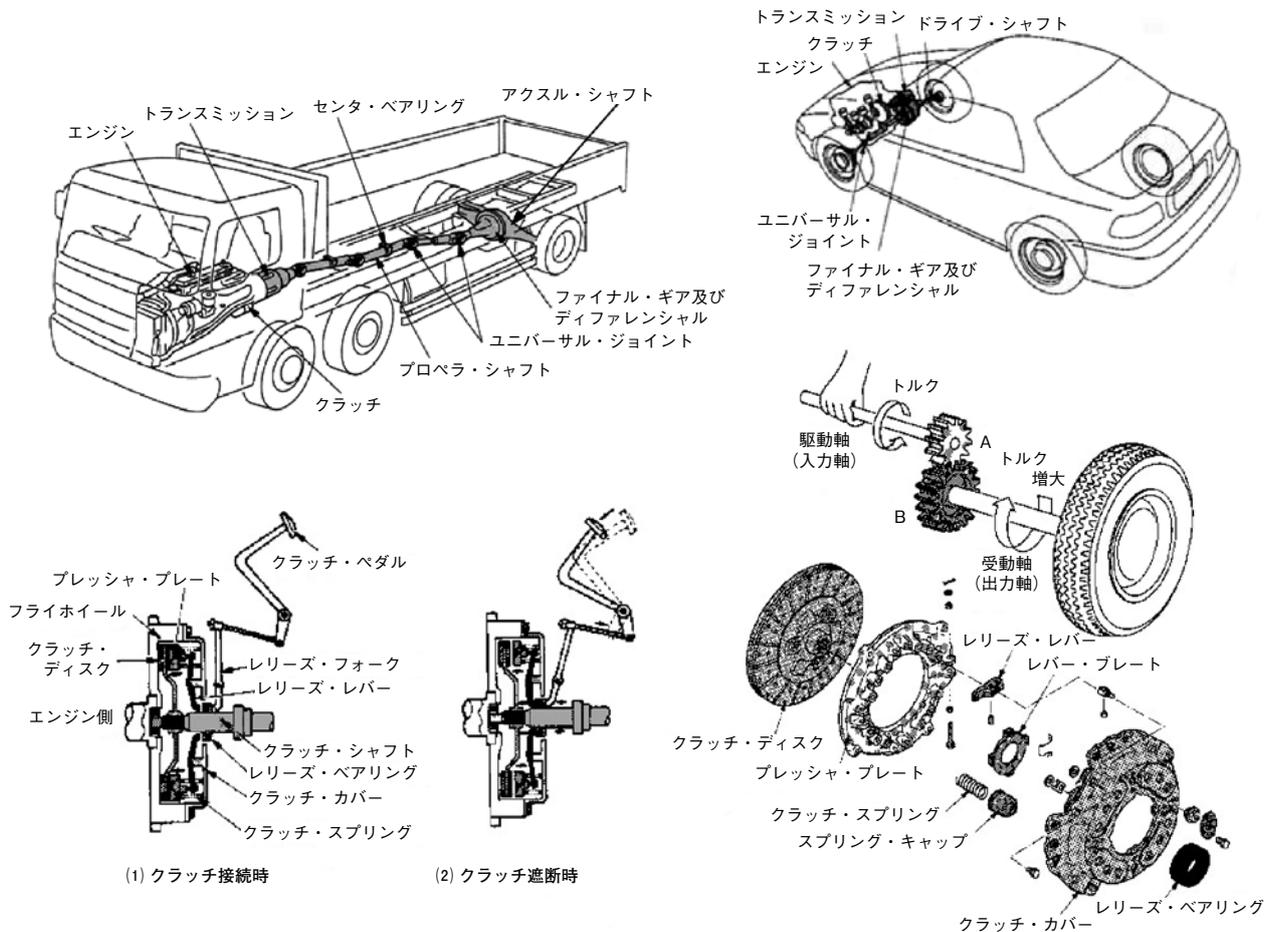
・制動装置



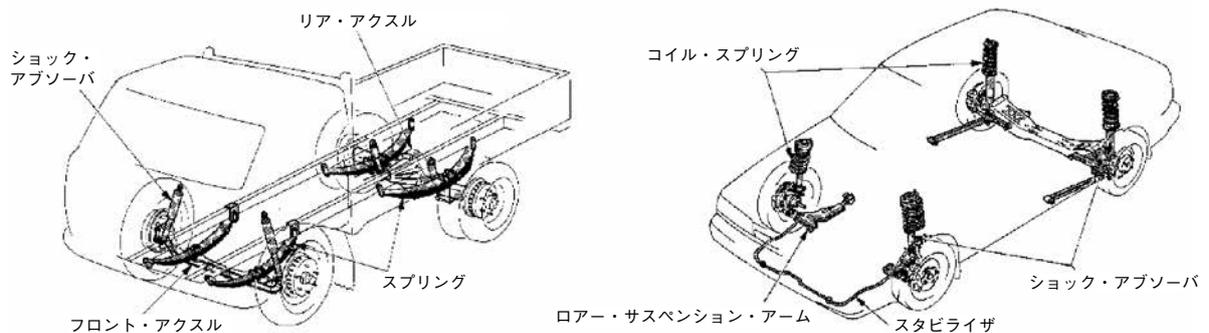
・電気装置



・動力伝達装置



・緩衝装置



・その他

- ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
- 警音器、窓ふき器、洗浄噴射装置、デフロスタ及び施錠装置
- エキゾースト・パイプ及びマフラ
- エア・コンプレッサ
- 高圧ガスを燃料とする燃料装置等
- 車体及び車枠
- 連結装置
- 座席
- 開扉発車防止装置

2. 日常点検の方法

(1) 運転者等に日常点検の必要性を説明する

- ・道路運送車両法において実施の義務づけ
- ・1日の運転を行うために車両の状態に異常がないかを確認
- ・走行時のトラブルを未然に回避

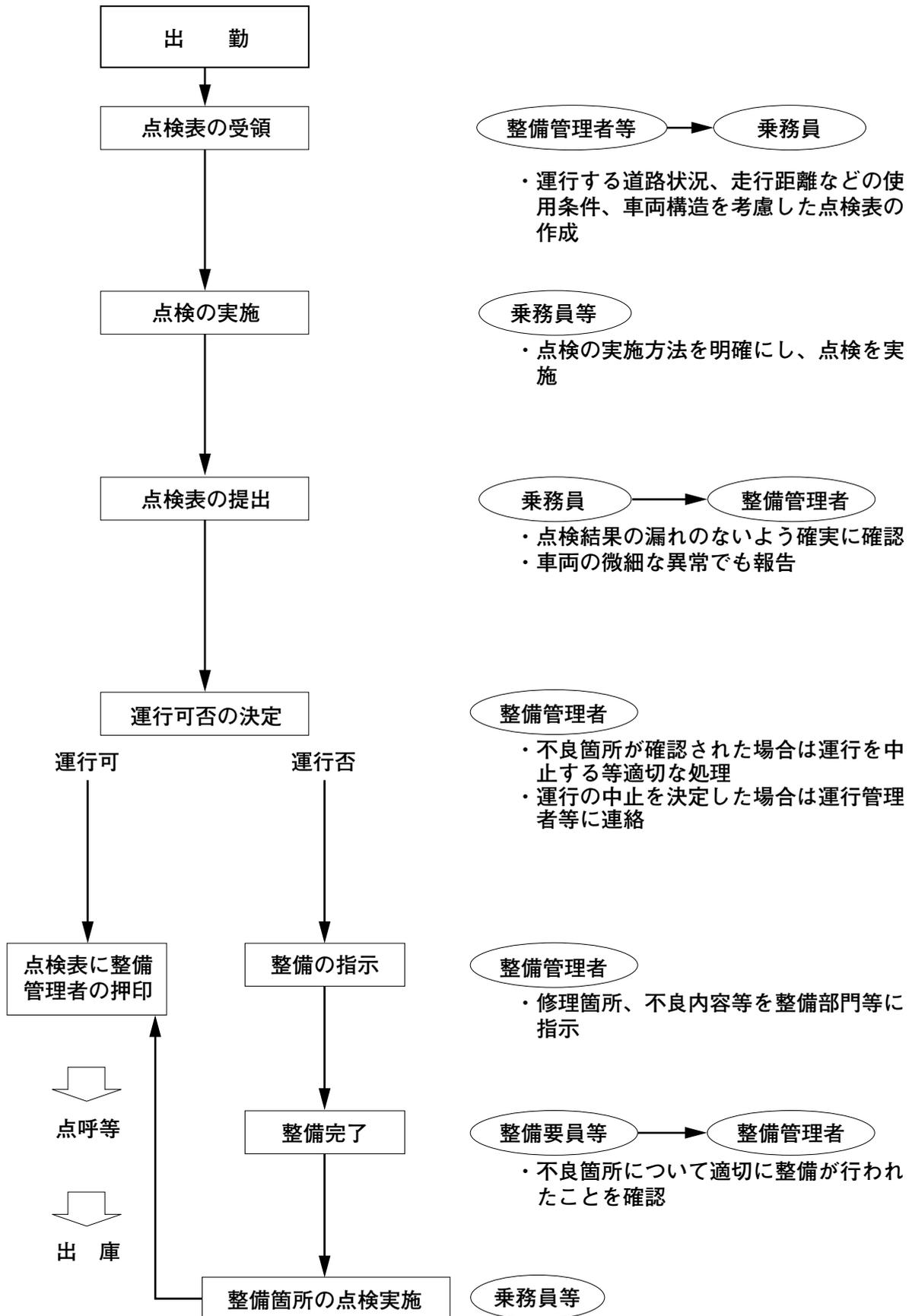
(2) 日常点検をスムーズに実施するための留意点を説明する

- ・平たんな場所での実施
- ・タイヤに輪止めをかける等

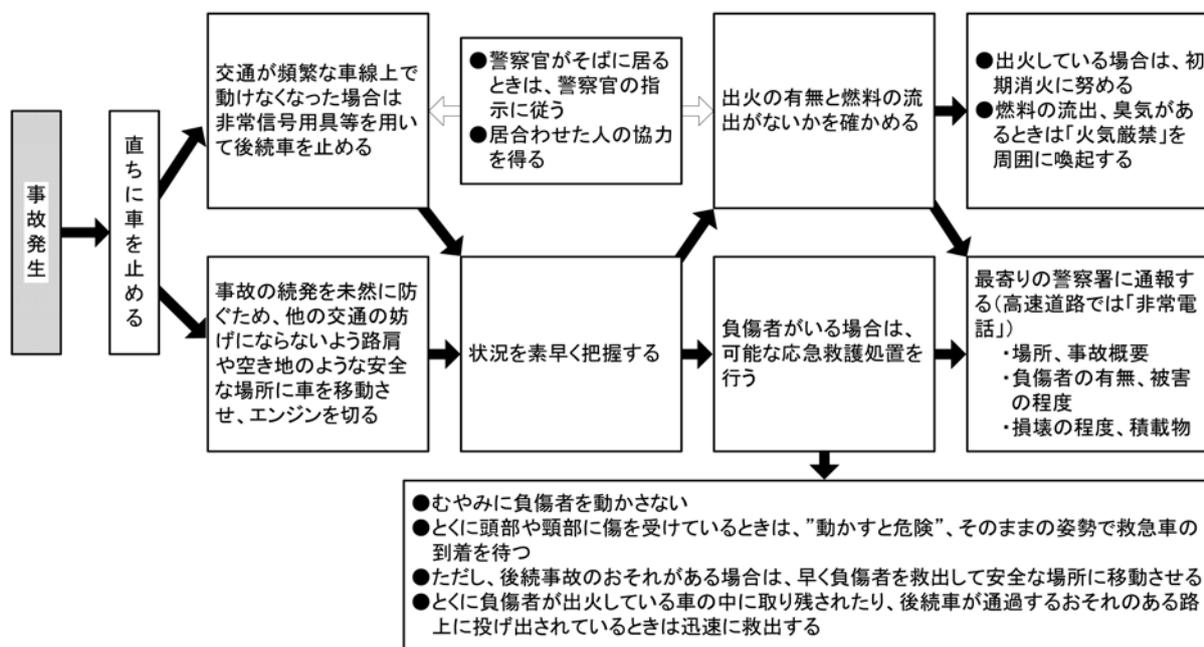
(3) 効率の良い方法を運転者等に指導する

- ・日常点検の実施手順の策定
- ・日常点検表やチェックシートを運転者等に渡す等

日常点検の流れ



3. 車両故障や事故時の処置方法



出典:「貨物自動車の安全運転実技教本」(陸上貨物運送事業労働災害防止協会)

4. 関係諸法令・通達及び関係規程

- ・ 道路運送車両法、道路運送車両法施行規則、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法等の諸規程
- ・ 関係社内規程